

令和5年第1回

三重県議会定例会会議録

(3 月 3 日)
(第 7 号)

第7号
3月3日

令和5年第1回

三重県議会定例会会議録

第7号

○令和5年3月3日（金曜日）

議事日程（第7号）

令和5年3月3日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第51号から議案第72号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第51号から議案第72号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名		
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山崎	博
8	番	中瀬古	初美
9	番	廣	耕太郎

10	番	下野	幸助
11	番	田中	智也
12	番	藤根	正典
13	番	小島	智子
14	番	野村	保夫
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正弘
18	番	倉本	崇道
19	番	山内	里明
20	番	山本	里香
21	番	稲森	稔尚
22	番	濱井	初男
23	番	森野	真治
24	番	津村	衛野
25	番	杉本	熊三
26	番	藤田	宜義
27	番	稲垣	昭生
28	番	石田	成聡
29	番	村林	正人
30	番	小林	富男
31	番	服部	孝栄
32	番	谷川	豊
33	番	東	隆尚
34	番	長田	英介
35	番	奥野	智広
36	番	今井	正信
37	番	日沖	

38	番	舟 橋	裕 幸
39	番	三 谷	哲 央
40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人
欠席議員	1名		
1	番	川 口	円

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		坂 三	雅 人
書 記 (事務局次長)		畑 中	一 宝
書 記 (議事課長)		前 川	幸 則
書 記 (企画法務課長)		小 野	明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)		佐 竹	宴
書 記 (議事課班長)		藤 堂	恵 生
書 記 (議事課主幹兼係長)		林	良 充

会議に出席した説明員の職氏名

知 事		一 見	勝 之
副 知 事		廣 田	恵 子
副 知 事		服 部	浩

危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	中 尾 洋 一
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	中 野 敦 子
地域連携部長	後 田 和 也
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	野 呂 幸 利
県土整備部長	若 尾 将 徳
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	小 倉 康 彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸 弘
地域連携部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携部南部地域活性化局長	下 田 二 一
雇用経済部観光局長	増 田 行 信
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	難 波 正 樹

代表監査委員	伊藤 隆
監査委員事務局長	紀平 益美
人事委員会委員長	降旗 道男
人事委員会事務局長	天野 圭子
選挙管理委員会委員	田中 利佳
労働委員会事務局長	中西 秀行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。37番 日沖正信議員。

[37番 日沖正信議員登壇・拍手]

○37番（日沖正信） いなべ市・員弁郡選挙区選出、新政みえの日沖正信でございます。

議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。一般質問最終日の本日のトップバッターでございます。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に、私のほうからも、このたびのトルコ・シリアの大地震でたくさんの方々が被災されて、今も大変な状況にありますことに心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々に哀悼の意を表する次第でございます。

そして、もう一つですけれども、新型コロナウイルス感染症でございますが、5月から5類へ移行ということでございますけれども、私たちはこれまで何度となく繰り返してきた波を経験してまいりました。どうか、5類へ移行されまして、いろんなことが緩和されてくることあるんでしょうけれども、医療や介護福祉の現場が逼迫することがないように、そのための対策だけはくれぐれもよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

一つ目ですけれども、昨日は、みえ半導体ネットワークの設立総会が開かれたとのことでありますけれども、三重県における半導体産業の振興について、お聞きしたいと思います。

半導体は、今や電気につながるもの全てに使われていると言われるほど、私たちが生活する身の回り、また、私たちの社会を動かしているあらゆるものに使用されておりまして、半導体なくしては私たちは文化的な生活ができないほど、ありとあらゆるものを支える公共財となっております。

しかしながら、日本の半導体産業は、かつては5割を超える世界シェアを誇った時代もあったものの、今や時代も変わり、海外からの調達に大きく頼っている現状であります。

今、地政学的リスクやコロナ禍など複雑に要因が重なって、世界的な半導体不足が起こっておりまして、物が作れない、受注に追いつかない、自動車などの納期も相当長期間待たなければならない実情もよく聞かれるところでございます。半導体不足があらゆる企業活動に影響し、ひいては私たちが必要としているものが手に入りにくくなっている状況は、多くの人が実感されていると思います。

半導体は、戦略物資と言われるほど、世界各国で半導体をめぐる覇権争いが繰り広げられる中、日本の半導体産業では国内回帰が進められようとしているようで、今後の動向が期待されます。

三重県北部には、かねてより国内有数の半導体の生産拠点を持つ企業等があり、一見知事も三重県には愛知県、大阪府に近いことのメリットや臨海部

を除けば災害リスクも低い強みもある中で、県北部における半導体生産の今後への期待に言及されておられるところですが、しかしながら、半導体業界では需要が拡大する一方で、安定的な供給をするための専門人材の育成や確保が喫緊の課題となっているとのことであります。

そのような中、県はこのたび、電子部品等製造品出荷額全国1位の好条件を生かして、令和5年度の新規事業として半導体産業投資促進事業を立ち上げ、産学官の新組織、人材の育成に向けたネットワークを構築し、産学官連携による人材育成や共同研究、企業支援に取り組むことで、企業への人材供給や県内への半導体関連産業の投資を促進するとされておられます。

そこで、この半導体産業投資促進事業の立ち上げを機に、質問させていただきます。

知事は、国内回帰が進むと言われる今後の我が国の半導体産業をどのように見通しておられるのか、また、我が県北部における生産拠点を中心とした三重県における半導体産業発展の可能性をどのように考えておられ、今後県としてどう取り組んでいかれるのか、知事の意気込みを含めてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御質問いただきました半導体でございますけれども、今日も各紙に記事が出ておりますけど、みえ半導体ネットワークを昨日立ち上げました。

県が主導で関係市にも入ってもらって、そして企業、さらには教育機関が入ったプラットフォーム検討体というのは、実は日本で初めてでありまして、三重県が初めてプラットフォームを立ち上げたということでございます。

半導体について、まず、今後の見通しを、議員から御質問いただきました。

議員から御指摘があったように、1980年から90年代は日米半導体摩擦ということで、それまで世界でも有数の半導体生産国でありました日本が、1986年の日米半導体協定で力を失っていきました。非常に残念なことでございます。

時代は変わりまして、日本、そしてアメリカ、そして台湾、韓国、そこで半導体をそれぞれの地域で分業もしながら作っていかうという大きなうねりになってございます。世界的なうねりです。これは経済安全保障の観点から、そういうところでやっていかうとなっておりますけど、これは当面その動きが続いていくと思います。

アメリカだけで半導体を作ろうとした時期もありましたけど、それはもう無理だとアメリカは考えております。日本と韓国、台湾、そこで作るんですけど、地政学的なリスクという意味でいうと、一番低いのは日本であります。したがって、日本に半導体の拠点をつくるとというのが日本政府も考えているところですよ。

その拠点については、今大きく五つが言われておるところです。熊本県が先行しています。台湾の世界一の半導体製造会社と言われているTSMCが熊本県に拠点を定めております。それから、岩手県であります。岩手県にも半導体会社がございます。そして、中国地方の広島県であります。そして、我が三重県。最近ではラピダスが北海道ということで発表しましたので、北海道もその中に加わって、この5地域で半導体をしっかりと作っていくということになります。これは、その5地域のある意味競争でもあります。

半導体を作るに当たって何が必要かという、必要不可欠なのは水と電力と、それから人材。もちろん半導体の材料、ガスも含めた諸材料もありますが、主として言われておりますのは水と電力と人材であります。

水は三重県、豊富です。木曾三川もあります。それから、鈴鹿山脈を擁しておりますので、水は十分にある。電力も供給してもらっています。

今までしっかりとやっていくところがちょっと弱かったのが人材でございます。それについては、昨日、みえ半導体ネットワークに三重大学、そして高等専門学校も入ってもらって議論してもらっています。

三重県は、18年連続で製造品の出荷額全国1位でございます。ものづくりの県でございます。その今までの実績も生かしまして、半導体にしっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。

昨日のネットワークには、経済産業省の本省からも、ウェブではありましたが、参加してもらっています。国も三重県を認めているということでございまして、3月1日には経済産業省が発表しました産業立地プロジェクトに、熊本県、それから岩手県、広島県と並んで三重県が位置づけられておるといことです。加えて、来年度の予算でも半導体産業投資促進事業を用意させていただいているところでございます。

どのように取り組んでいくのか、県としては今までも半導体の支援をしてきましたけれども、今まで以上にしっかりとやっていきたいと考えております。

[37番 日沖正信議員登壇]

○37番（日沖正信） どうもありがとうございます。丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

ほかの地域も、熊本県とか岩手県とか広島県とかがあるわけでございますけれども、国内での競争も必要なんだという意気込みも聞かせていただきました。

プラットフォームを立ち上げられて、これから積極的に取り組んでいかれるということで、これからのぜひ期待させていただきたいと思えます。

水、電力、人材がとにかく必要であるということで、これから人材をしっかりとつくっていただくことと思えますけれども、まずこれからだということでぜひ期待させていただいて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

県の危機管理についてということで、日沖危機管理統括監に質問させていただきたいと思えます。

危機管理といいますと、まずは大規模な自然災害への対策などが連想されますけれども、今日までをよく振り返ってみますと、危機管理については幅広い分野で対応が求められてきております。

新型コロナウイルス感染症については、知事をトップとする三重県新型コ

コロナウイルス感染症対策本部による対応が現在も続いておりますし、今年1月には、異常寒波と雪に伴う、私どもの地元でもございますけれども、いなべ市の断水などに対応するために、危機管理統括監をトップとする断水に係る三重県危機対策本部が設置され、県としても対策がなされ、支援をいただきました。感謝を申し上げたいと思います。

また、家畜伝染病についても、本年度、全国で多発している鳥インフルエンザの県内での発生が危惧されることから、三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置して、備えを継続していただいておりますし、豚熱については、令和元年にいなべ市で発生して以降、令和2年12月には伊賀市で、令和3年4月には津市で発生するなど、相次ぐ発生時にも、その都度、三重県豚熱・アフリカ豚熱対策本部を設置されての対応が取られてまいりました。

また、特に夏から秋にかけての台風や雨の多い時期においては、大雨等による災害の発生に備え、幾度となく災害対策本部を設置して対応に当たってこられております。

このように、県内で発生する、または県民に影響を与える様々な危機事案に対しては、状況に応じて、知事または危機管理統括監が自ら先頭に立って対応に当たっていただいております。

日沖危機管理統括監におかれましては、防災対策部の次長、そして部長としても、防災人材の育成・活用などを三重大学と共同で行うみえ防災・減災センターの設置や、現在の防災・減災対策の礎となった三重県新地震・津波対策行動計画、また、三重県新風水害対策行動計画の策定に尽力されるなど、防災、危機管理において豊富な経験をお持ちでございます。

今後も様々な危機事案の発生が危惧される場所ですが、これまでの経験も踏まえて、今後の県の危機管理の取組に対する日沖危機管理統括監の思いをお聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔日沖正人危機管理統括監登壇〕

○危機管理統括監（日沖正人） 県の危機管理について、今後の危機管理の取組に対する思いということで答弁させていただきます。

県では、先ほど議員のほうからも紹介いただきましたけれども、地震や台風、豪雨などの自然災害に対して、警報等の発表の都度、災害対策本部を設置して対応を行っております。また、自然災害以外にも、県民の皆さんの命や生活、あるいは県政の円滑な運営に深刻な影響を与える危機に対しては、事象に応じて危機対策本部を設置して対応に当たっているところであります。

私自身、この4年間、特に防災対策部長として、そして危機管理統括監として、防災、危機管理に携わってまいりました。年間約十数回設置します災害対策本部をはじめ、令和元年度からは危機対策本部として新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、県民の皆さんの御協力を得ながら、全庁体制で対応を続けてまいりました。

また、令和元年から3年にかけて、いなべ市、伊賀市、津市と3度発生した豚熱では、豚熱・アフリカ豚熱対策本部を設置して、自衛隊の協力も得ながら迅速な対応を心がけてきたところでございます。

最近では、海底火山の噴火によるものと見られる軽石の漂流に備えた軽石対策本部、全庁的な鳥インフルエンザの拡大に対応した高病原性鳥インフルエンザ対策本部、そして、この1月の大雪による断水発生時には、断水に係る三重県危機対策本部をそれぞれ設置して、対応に当たってきたところであります。

また、高病原性鳥インフルエンザ対策本部と豚熱・アフリカ豚熱対策本部は、現在も県内で万が一発生した場合に、全庁で迅速な対応が取れるように備えているところであります。

さらには、これらの事案に加えまして、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射など、昨今の私たちを取り巻く安全保障環境が緊迫化する中で、国民保護訓練や避難施設の指定、県民の適切な避難行動に向けた周知啓発などの取組も進めているところであります。

このほかにも、日々の各部局の取組の中での危機事案と思われるものについても、その都度、協議、助言等を行いながら、未然防止、拡大防止に取り組んでいるところであります。

危機事案の発生時には、各部局と共に組織内の迅速な情報収集、共有のほか、必要に応じて対応方針について庁内外の調整などを行う対応が必要となってまいります。

危機管理で重要なことは、日頃からのアンテナを高く張って危機の端緒を早く察知して、迅速に情報を収集し、できるだけ一元化して、いち早く組織のトップに伝えること、そして全庁的な視点で部局横断的に対応していくということだと考えております。

このためには、平時からの最悪の事態も想定した備えをしっかりと行いながら、迅速、的確な危機対応、危機管理に努めることが重要であると考えております。

私は、これまでの庁内の会議の場でありますとか協議の場で、危機管理に当たっては平時の取組が大事であること、特に日々の庁内でのしっかりとコミュニケーションが大事だということと、情報の扱いが大事であること、そして初動が大事という、この3点を心がけるように話をしてまいりました。同時に、そのことを常に自分にも言い聞かせながら、全庁的な危機管理の統括に取り組んできたところであります。

今後も、多様化する危機への備えでありますとか、未然防止の取組はもちろんのことですが、災害や危機事案が発生した場合には、県民の皆さんの命や暮らしを守ることを最優先にして、迅速な情報収集、情報共有、情報提供をはじめ、的確な対応を行うことによりまして、影響が最小限となるようにできる限りのことを行っていく必要があります。

そのためには、平時の取組を大事にして、職員一人ひとりの対応力の向上、県としての組織力の強化、そして、国、市町、関係機関との連携力の強化に向けて不断の取組が必要であると考えているところであります。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） 御答弁ありがとうございます。

常に365日、危機事案に備えて、大変重要な立場を担っていただいております危機管理統括監の日頃の心構えも含めて、聞かせていただくことができ

ました。

実は、なかなか危機管理統括監のお立場で御答弁をいただく機会というのが少ないというか、なかなかないお立場の方でしたので、ぜひ県民のために果たしていただいております役割のその思いを聞かせていただきたいと思いますということで、今回質問させていただきました。

少し、あまり私的なことが入るとあれですけど、日沖危機管理統括監とは、私、もうずっと小学校から高校まで同じで、本当に優秀な方でして、常に沈着冷静で優秀な人材として私ども郷土出身者の中でも大変御活躍の中の1人でございまして、大変誇りに思わせていただいております次第でございますけれども、ぜひ県民の皆さんのために、今おっしゃった思い、考えを一つ持っていただいて、これからもますます御活躍いただければありがたいと思います。

この質問は、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次に、介護人材不足の実態と今後の取組についてということで、聞かせていただきたいと思います。

高齢者介護の現場における介護人材の不足の問題は、人材確保への取組はこれまで続けられてきておりながらも、慢性化している厳しい状況であると言われております。

これまでに三重県では、県福祉人材センターによる無料職業紹介や未経験者、外国人など多様な人材の参入の促進、元気な高齢者などに活躍いただく介護助手の導入、介護福祉士修学資金等の貸付け、また、現場の負担軽減や効率化のための介護ロボットやICT活用の支援なども進められておりますし、介護報酬の改定による賃金改善など処遇改善策も講じられておりますが、なかなか介護の現場からは人材不足の解消が進んでいるような状況が見えてきているようには思えませんし、依然として現場では人材確保に御苦労されているようであります。

特に、今のコロナ禍において、クラスター発生時などは、限界を超えているような状況の中で、介護の現場を支えていただいていた実情を多くお聞きしているところです。これは、障がい者福祉の施設等でも同様であったこと

と思います。

私は、これまでも高齢化の進む社会にある中、この問題について度々質問もさせていただいてまいりましたが、慢性化していると言われる介護人材不足をどう打開していくのか、今日までの取組における進展やその成果の状況がなかなか見えにくいこともあり、介護人材不足の現状認識や新年度以降の取組や考え方について、改めて幾つかの点で聞かせていただきたいと思えます。

まず一つは、不足していると言われる介護人材の三重県の実情はどういう状況にあるのか、改善傾向にあるのか、または、より不足する傾向が続いているのか、その実態をお聞きしたいと思います。

これまで、三重県では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、介護人材が約3000人不足することが見込まれることを特に大きな節目の問題と捉えながら、人材の不足の解消に向けて取り組んできたと認識しております。

ちょっとパネルを少しだけ御覧いただければと思いますけれども、（パネルを示す）みえ高齢者元気・かがやきプランのものを時点修正していただいて、これは厚生労働省の推計に基づくものということでございますけれども、このように、このグラフでは2025年に需要と供給の差は3312人になるとなっております。

この介護人材が不足する問題については、新たな総合計画であるみえ元気プランにおける見通しの中でも同様に示されているところであります。今度のみえ元気プランでの評価指標では、2020年度、令和2年度に比べて2025年度、令和7年度には約5400人もの人材がさらに必要とされておりますけれども、今後、その必要な人材の数に対して不足する分の人材の見通しについては、改善されていく状況なのか、より悪化していく状況なのか、どのように捉えているのか聞かせていただきたいと思えます。

また、人材を求められている事業者に対して、人材の紹介を行う福祉人材センター運営事業や介護福祉人材確保対策事業においては、事業者の求めに

応じた紹介などで、どれほど就業につながられているのかについてお聞きいたしますが、私の知る幾つかの事業所に聞いてみると、頼んでも紹介してもらえたことがない、ほとんど県の人材確保事業の恩恵を受けられたことがないなどの現場の声も聞かれます。もちろん全ての関係者の声とまでは言いませんし、地域差があるかもしれませんけれども、一部の声ということだけではないと思いますので、改めて、具体的にこれまで紹介されてこられた人数も含めた実績、成果を聞かせてください。

そして、その上で、今後、介護職への就労を促進するために、これまでの検証や実態の調査なども行っていただき、新たな対策の立案にも取り組んでいただきたいと思いますが、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 介護人材不足の実態認識と今後の取組等についてお答えさせていただきます。

先ほど議員からもお示しいただきましたとおり、厚生労働省は令和元年度の介護職員数を基準として需給推計を行っておりまして、これを県内の介護職員数に当てはめて算定しますと、令和7年度、2025年度で約3300人の不足が見込まれております。

現在把握できる直近の介護職員数は、令和3年度の3万2243人ですが、これは前年度から42人減少しておりまして、令和7年度の需要推計3万7709人と比較しますと約5500人の開きがありまして、令和7年度にかけて毎年度1400人程度増加させなければならないこととなり、非常に厳しい状況にあると認識しております。

その上で、本県が県社会福祉協議会に委託し、運営している福祉人材センターにおいては、求職者に対する無料職業紹介や、キャリア支援専門員5人による求職者と介護職場とのマッチング支援等に取り組んでおり、令和2年度は109人、令和3年度は108人、令和4年度は12月末現在で82人が就職に至っております。

福祉人材センターでは、キャリア支援専門員によるきめ細かな就職支援やマッチングが可能であるというふうを考えておりますので、各地域のハローワークでの求職登録者を当センターへつなげてもらうということが非常に効果的ですが、一部のハローワークにとどまっているのが現状でございます。今後は、県内全てのハローワークとの連携強化を図るとともに、当センター自体の認知度であるとか実力も向上させて、さらなる人材確保に努めたいと考えております。

その他の取組としては、介護福祉士養成施設で資格取得を目指す人を対象に、修学資金の貸付けを行っております。5年以上県内で従事すれば返還免除となり、令和4年12月末時点で59人に貸付けをしております。

また、令和2年度からは外国人材の確保も進めており、外国人留学生に奨学金を貸与する介護事業者への支援や、技能実習生等に対する日本語、介護技術等の研修を実施し、毎年度増加はしております。

また、介護職員の確保自体が厳しい中で、業務の効率化や負担軽減を図るということも重要であることから、周辺業務を担う介護助手や介護ロボットの導入、ICTの活用を支援しており、介護助手については、全国に先駆けて制度を創設した平成27年度から令和3年度までに約300人が就職し、介護ロボットやICTについては、令和3年度までに約400の事業所が導入しております。

加えて、介護職場のイメージアップを図り、1人でも多くの人に就職してもらえるよう、勤務環境改善に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される仕組みとして、働きやすい介護職場応援制度を運用しており、令和4年12月末現在で263の事業所が勤務環境改善の取組を宣言しております。

そして、これまでも指摘されているとおり、介護職員の給与や休暇取得等の処遇改善が何よりも重要ですが、改善するための介護報酬の加算について、事務手続の煩雑さなどから、取得していない事業所が1割程度ございます。

このため、令和5年度においては、より多くの事業所が加算を取得し、処遇改善するよう、研修会の開催や社会保険労務士を派遣して支援するなど、

新たな取組を行ってまいります。

介護人材の確保対策業務について、令和5年度からは、施設整備や各種サービスの充実等、介護施策全般において一体的に取り組むこととし、医療介護人材課から長寿介護課に業務移管いたします。

直近の介護職員数が減少したことを厳粛に受け止め、その原因について分析し、これまで進めてきた取組については、事業者に対するヒアリングや関係機関との意見交換などを通して、その効果についていま一度十分検証し、改善を図っていきたいと考えております。

[37番 日沖正信議員登壇]

○37番（日沖正信） どうも御答弁ありがとうございました。

様々な取組に対して説明いただいて、また、事業所の処遇加算を十分にさされていなくてあるところもあるということで、その辺の指導も強化していきたいというこれからの取組も示していただいたわけですけれども、しかしながら、このままの取組、実績はあるわけですけれども、なかなか需要に追いついていくような状況ではないと思われまして。

何とかしなければ、これは打開していけない。どうしていったらいいのかということもこれからさらに研究もしていただくということですので、よろしくお願ひしたいんですが、現実、多くの事業者さんが、民間事業者のあっせんを介して紹介料に相応の費用をかけて人材を確保しておられるケースが多いようで、御承知やと思いますけれども、これが経営上の大きな負担にもつながってくることもございまして、何とか県の事業により紹介を1人でも多くつなげていただきたいなと改めて願う次第でございます。

それと、県の事業で紹介を受けている状況において、私の地元の北勢地域で、先ほども質問の中で申し上げましたけれども、あまり紹介してもらったことがないとか、恩恵を受けたことがないということで、ちょっと詳しくお聞きさせてもらったら、マッチング事業というか、あっせんについてつながられているのがほとんど津市だということで、もう極端に恩恵が特定の地域に偏り過ぎていきますので、ぜひ、これはどういうことなのか、また調査なり

対応をいただきたいと思ひますし、そして、いろいろ現場の方々のお話を聞かせていただくと、報酬、給料の他業種との格差がやっぱり一つの大きな要因になってはいるものの、今はさらにどっちかという休みが少ないことのほうが、やはり敬遠されがちな要因になってきていると現場の方々の声を聞かせていただきます。

ぜひ休みを多く取れるような、それならさらに人が必要ということにまたぐるぐる回るわけですがけれども、何とか休みが他業種のように取れるような工夫、そういうための人的支援を何とかするとか、何らかの工夫とか立案とかそういうことを考えていただけたらありがたいと思ひますけれども、どうかその辺、また探求もしていただいて、よろしく願ひたいと思ひます。そのことを要望させていただいて、この質問はこれで終わらせていただきます。

それでは次、空の移動革命促進事業について、お聞きさせていただきたいと思ひます。

三重県では、空の移動革命促進事業として、三重県が抱える地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と、新たなビジネス等の創出を図るために、事業者による県内での社会実装に向けた取組支援や、実用化に向けた地域受容性の向上の取組を行っていると言われております。

この空の移動革命促進事業は、デジタル社会推進局が所管し、進められている事業ではありますが、当初は、雇用経済部が主担当のSociety5.0時代の産業の創出の施策の中で取り組まれておりましたものが、その後にDXの推進の施策の中で取り組まれるようになり、空飛ぶクルマの取組がなぜDXの推進で扱われるのかという違和感を感じるという意見もあつたようにも思ひますが、来年度からは、また雇用経済部に担当が移管され、引き継がれるということでございます。

施策がSociety5.0時代の産業の創出で進められていた令和3年度を取組方向の記述を見ても、「『空飛ぶクルマ』の活用によるさまざまな地域課題の解決、新たなビジネスの創出をめざして、民間事業者による

機体開発に向けた実証実験の支援や、県内事業者による『空飛ぶクルマ』の活用等、『空の移動革命』の促進・PRに取り組みます。」と示されているように、当初は、三重県が機体の開発への貢献も含めて実用化に取り組んでいく、まさに全国に先駆けて新たなビジネスや産業を創出していく、夢のある事業と私は感じさせていただいておりましたし、空飛ぶクルマということで、将来の大きな夢のある事業だと感じ取られた県民の方々も多いと思います。

ちょっとこれ、イメージ図なんですけど、これは三重県の取組を紹介される中で使われているイメージ図の一部ですけども、（パネルを示す）例えば、「空飛ぶクルマ 実現計画始動」とか、SFチックな未来の空飛ぶクルマのようなものが映って、飛び交っているようなこういうイメージ図を見ますと、本当に夢のある事業だなと見えてくるんですけども、しかしながら、三重県が抱える地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を図るためなどとして、現在も事業は続いているものの、現在、どのようなことを目指して、どんな取組が実践されているのか、今の状況は県民にとって分かりにくい事業になっているのではないかなと感じさせていただいております。

事業の予算につきましても、令和元年度は1473万円、令和2年度は3024万8000円、令和3年度は2094万6000円、令和4年度は2063万円、そして、新たな来年度の令和5年度は1050万4000円と、極端に事業予算も縮小されてきております。

そこで、今述べさせていただいたことを踏まえた上でお聞きいたしますけれども、これまでどのようなことに取り組んでこられて、ドローンや空飛ぶクルマを活用した空の移動革命促進事業としてどんな成果が得られているのか、また、新年度の前予算は相当縮小されていますが、今後どのように取り組んでいくのか、来年度から雇用経済部に担当部局が変わる前に、改めて聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） それでは、ドローンや空飛ぶクルマを活用した空の移動革命につきまして、これまでの取組と成果、今後どうしていくのかということについて御答弁させていただきます。

県では、ドローンや空飛ぶクルマを活用した空の移動革命の促進に向け、令和元年度に三重県版ロードマップを策定して取組を進めております。

ドローンを活用した先進的な取組としまして、令和元年度、2年度に、有人離島へ食料品等を配送する実証実験を行うとともに、今年度は、中山間地において、ドローンと宅配輸送との併用による配送の効率化や省力化などを検証する実証実験を行いました。これらの取組を通じて、具体的な機体性能の改善点や実証実験におけるオペレーションなどの課題整理を行い、本県の離島や中山間地における事業モデルの構築を行ったところでございます。

また、これまでの本県の取組やノウハウの蓄積が評価されまして、今年度、県内中山間地への個別郵便配達の実証実験が全国で初めて行われるなど、取組は着実に広がっている、進んでいると認識しております。

空飛ぶクルマの活用に向けては、令和2年度に、地方での移動を想定し、必要となる施設や設備、運営するための体制や人材について調査するとともに、飛行ルート検討のための調査を行いました。

これらの調査結果を踏まえて、令和3年度には、空飛ぶクルマを活用したビジネスモデルを策定するため、実際にヘリコプターを飛ばしまして、空港と県内観光地を結ぶ飛行ルート等の検証を行うとともに、今後の課題と対策についての整理を行いました。

こうした取組に加えまして、事業者による県内でのビジネス展開につながるよう、業界内の最新動向や県の取組を紹介するシンポジウムを定期的を開催するなど、機運の醸成にも取り組んでまいりました。

また、地域の受入れの受容性を高めていくことが不可欠なことから、今年度は津市内のショッピングセンターにおいて、国産大型ドローンや空飛ぶクルマ、解説パネルの展示などを行いました。7500人を超える県民の方が来場されまして、会場で実施したアンケートでは、観光や移動時間の短縮、災害

時の活用に期待するといった回答を多くいただくなど、理解促進につながったところでございます。

今後は、県の有する実証実績であるとかノウハウの蓄積を生かしまして、これまでのように、県が直接、実証実験等を行うというのではなくて、民間事業者による実証実験や社会実装の支援に取り組んでいくということと、引き続き県内でのビジネス展開に向けた機運醸成を図っていくとしてございます。

予算的なもので言いますと、先ほど言いました、県が執行するという部分から民間を誘致したりとか、社会実装を支援していくという部分と、それから地域の受容性の向上の部分につきましては、今回、パネル等を作りましたので、そういうものを用いて県が直営でやっていくという部分での変化となつてございます。

そういうふうに取り組むとともに、あわせまして、技術開発や各種制度の整備などについて協議を行っております、国主導の官民協議会の動向を踏まえまして、安全・安心な運航の実現に向けた環境整備調査に来年は取り組もうと思っております。

こうした取組を継続して、ドローンや空飛ぶクルマを活用して地域課題の解決を図り、地方の豊かさを生かした持続可能な社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） 御答弁ありがとうございます。

御答弁いただいたことは、今までにもこの事業の質問をされた方もあったと思いますけれども、そういうことをやっておられるというようなことをこれまでにもお聞きしてきたわけなんですけれども、そのお取組の成果がなかなかどこにどう出てきているのかとか、民間ビジネスの可能性とか社会実装への支援とかあるわけですが、なかなかドローンを活用してということで、ドローンを活用したいろんな取組というのは、ここだけじゃなしにい

ろんな農業分野であるとか建設の分野であるとか、これまでも一般質問でほかの方が質問された中でもどこかで、建設関係でしたっけ、いろいろドローンを活用しての取組ってあるもんですから、ここでなければならぬ目的というものがあるんでしょうけれども、どうも何かぼやけてしまって、ちょっと明確になっていないということで、私らも整理をしなければいけないのか分かりませんが、より明確に分かりやすい事業の成果を示して、示し方になるか分かりませんが、お願いしたいなと思います。

それと、これから雇用経済部に移っていくわけなんですけれども、これは要望ですけれども、空飛ぶクルマは自動車産業とか航空宇宙産業と関わるところも大いにあると考えられますので、自動車産業や航空宇宙産業が盛んな地域である三重県として、運用のビジネスの可能性とかいうことだけでなくして、空飛ぶクルマを製造する産業を育成していくということについても、来年度から雇用経済部に担当部が変わりますので、ぜひこの機会に考えていっていただきたいなと思います。

まだ変わっていないのでお聞きすることができないわけなんですけれども、ちょうど国産初のジェット旅客機スペースジェットの開発からの正式な撤退発表がありまして、これは我々も衝撃を受けましたし、三重県も取り組んでこられた中で大変衝撃を受けられたことだと思いますが、そういうときだからこそ、未来に夢のある空飛ぶクルマというものの自体の開発に貢献するような取組にも合わせて取り組んでいっていただければということを、一つこれからの要望にさせていただいて、この質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後の五つ目ですけれども、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止に向けた対応策についてということで聞かせていただきます。

2022年4月1日から施行されました民法の一部を改正する法律によりまして、成年年齢が18歳に引き下げられました。成年年齢の見直しは約140年ぶりということで、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を

活力あるものにする意義を有するものとされております。

日常生活においては、この改正によって変化を実感される機会はそれほどないかもしれませんが、これまで二十歳を迎えた人たちを祝ってきた成人式ですけれども、私の地元でもそうでしたけれども、今年の式典の名称が成人はもう二十歳でなくなりましたので、成人式でなしに、二十歳のつどいという名称に変わるなど、成年年齢の引下げについて改めて社会の変化を感じさせていただく機会にもなりました。

また、昨日は高校の卒業式でございましたけれども、やはり18歳から成年ということで、卒業すれば大人なんだということの自覚が、答辞などにも含まれていたり、挨拶にもあったりしたようなこともございました。

ごめんなさい、昨日じゃない、一昨日ですね、卒業式は。失礼いたしました。

今後、成年年齢が引き下げられたことにより、様々なところで変わってることがあるんでしょうけれども、成年年齢が若くなったことによりまして、メリットだけでなくデメリットの問題も指摘されているところであります。

よく取り上げられている問題が、若い年齢層で見られる消費者被害が、今後、18歳及び19歳の年齢層にも拡大することが強く懸念されることであります。いわゆる民法における未成年者取消権が18歳、19歳ではなくなったことによって起こってくる問題であります。

未成年者取消権とは、民法に規定されている契約を取り消すことができる権利のことです。例えば、未成年者の場合、携帯電話の契約やクレジットカードを作成したりする際に、原則として親などの同意が必要になります。そして、その親などの同意を得ずに結んだ契約は、原則、後で取消しができるという権利です。契約などのルールにおいても、未成年者は親などから守られる存在となっています。

未成年者はもとより社会経験の年数が浅いことから、契約等のルールはもちろん、社会における様々なリスクの知識や経験にも乏しく、未成年者取消権というのは、特に悪質な業者などから未成年を守るためのものとして重要

な役割のあるものです。デジタル技術の進化により、インターネットやSNSで誰とでもどこへでも簡単につながることができ、社会問題がより複雑化、多様化していく中では、なおさら必要なセーフティネットであると思います。

その守られていた範囲が、昨年4月から18歳と19歳についてはその対象から外れてしまったことにより、若い年齢層の消費者被害のリスクが高くなるということでございます。

ちょっと参考の一つだけパネルをお願いしますが、（パネルを示す）既に消費者トラブルが当初から懸念されていたことから、施行以前からこのような啓発も積極的に進めてきていただいております。「2022年4月1日から成年年齢が18歳になります！」ということで、下のほうには、「困った時は消費者ホットライン」ということで、三重県消費者センターからの啓発もされておるところでございます。ちょっと参考までに見ていただきました。

18歳への成年年齢引下げによりまして、若年者が消費者トラブルに巻き込まれることを懸念されて、ちょうど法施行前の昨年3月10日の総括質疑で、今井議員がしっかりとした啓発や相談体制の強化を求めて質問されておられ、その際の部長の答弁においては、まず、新たに成年となる18歳、19歳の若年のトラブルが懸念されているとの認識を言われた上で、事前から啓発などを行っていた経緯とともに、法律施行後の実態把握や相談体制などの充実についても述べられておられたところではありますが、そのようなことも踏まえた上で、今回、私も質問に取り上げてお聞きさせていただきます。

まず、若年者の消費者被害の現状を県としてはどのように捉えておられるのか、法律改正の施行後、若年者の消費者トラブルの発生や相談の状況はどうなのか、実態をお聞かせいただきたいと思っております。

そしてまた、成年年齢引下げに伴い消費者トラブルが懸念されることへの対策は、法律の改正以前からも講じられてきていたところがございますけれども、法律施行後においては、啓発や相談体制の強化はどのように進められたのか、特に身近な市町における相談員は充足されている状況にあるのかなども含めて、この令和4年度の取組の進展と今後に向けてのお考えについて

お聞かせください。よろしく願いいたします。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 成年年齢引下げに伴います若年者の消費者被害防止につきまして、何点か御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

議員からも御紹介いただきましたが、昨年4月の改正民法の施行によりまして18歳から成年となり、未成年者取消権を行使できなくなるということから、特にこの世代の消費者被害の未然防止、それから拡大防止を意識いたしまして、これまで周知啓発、相談の質の向上に努めてきたところです。

まず、相談の現状というところですが、新たに成年となりました18歳、19歳に関する県内における令和4年度の消費生活相談の件数は、令和4年12月末時点ですけれども、45件であり、法改正前の前年同月末の時点と比べますと、件数として7件、率にしては13%減少している状況でございます。

相談内容につきましては、今年度増加傾向にありますのは、簡単にもうかると言われて高額な教材を購入してしまうといった副業などにつわる被害ですとか、あるいは美容や医療エステについて途中解約をしたいという契約に関するトラブルなど、非常に多岐にわたっている状況でございます。

これらの状況に対しまして、啓発の取組ということですが、議員からも御紹介いただきましたが、若年者の方は社会経験が浅く、様々なリスクに対する知識ですとか経験が十分でないことが多いことから、消費者被害に遭いやすいと考えられますので、SNSなどでの活用も含めまして、様々な啓発を継続的に実施しているところでございます。

具体的には、ラジオパーソナリティによる高校の訪問によりまして、実際に学校の放送部の方と一緒に、お昼休みの時間などに校内放送を使ってこの消費者問題、トラブルの話をしていただいて、学校の中でも周知を図っていただき、また、それをラジオの番組の中でも紹介をしていただくというような取組ですとか、あるいは県内の高校生が出演される啓発動画をSNSで発信するというような形など、若年世代が当事者意識を持てるよう

な手法を活用して、契約の基礎知識、あるいはトラブルの回避方法の周知を図ってまいりました。

また、県教育委員会などと連携しまして、啓発教材の配布ですとか、学校に講師を派遣して、生徒や学生が直接消費者トラブルへの対処方法を学ぶ、青少年消費生活講座を毎年度実施するなどして、教育現場における周知啓発にも注力しております。この青少年消費生活講座につきましては、今年度、令和4年度から6年度までの3か年で、県内の県立、私立の高等学校、それから特別支援学校、大学など、109校において実施するという計画を立てておりまして、今年度は24校で実施しています。学校からの御要望にお応えしまして、クラス単位ですとか、あるいは学年単位というような、また、個の状況に応じた様々な取組を進めております。こうした取組を通じまして、学校現場における周知啓発にも一層注力してまいります。

それから、市町の相談体制という点につきましてはですけれども、その相談体制の強化につきましては、市町の相談員等を対象としました勉強会を開催しておりますほか、相談員を配置されていない市町を中心に相談対応に関する助言も行っております。また、新たに相談員の確保を希望される市町に対しましては、県が設置しております三重県消費生活相談員人材バンクの活用を促すなど、県内市町における人材確保についても支援を行っております。

また、国の交付金の活用によりまして、近隣市町の連携による広域での相談体制整備が進んだ地域もありますので、今後も、地域の実情に合った相談体制の整備、強化への支援を継続して、県、市町一体となって、若年者やその保護者等からの相談に適切かつ迅速に対応していきたいと考えております。

あと、若年者を消費者被害から守っていくためには、こうした取組に加えまして、家族ですとか職場といった周囲のサポートも大切だと考えておりますので、親世代に向けた情報発信ですとか、あるいは企業の新人社員の対象カリキュラムにこの消費者教育や啓発を組み込んでいただくといった、若年者の周りの環境への働きかけということも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

[37番 日沖正信議員登壇]

○37番（日沖正信） これまでの取組から、今後に向けてのことについても丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございます。

若年層の相談件数が減っているということの数字は意外なんですけれども、幾つかの市町でしかそれほど数は聞けなかったんですけど、幾つかの市町で聞いてみると、ちょっとまだ成年年齢が下がったことによる若年者の相談の実態というのは、なかなか増えているとも減っているとも実感がまだないということで、まだまだこれからですねというようなお話でした。

真に大人として社会生活を営んでいくためには、まだまだ新成人の方々というのは期間もかかるとお思いますので、ぜひ今後もしよろしくお願いしたいとお思いますし、先ほど、最後のほうにおっしゃった、やはり当人だけではなしに、いや、家族だけやなしに、社会の周りの人たちとか、そして、言われた職場、会社の方々の啓発というのは、これも大切なことですので、周りから支援、守っていくということも大事ですので、ぜひその辺のところにも力を入れていていただきますように、よろしくお願いたしたいとお思います。

時間が参りましたので、これで質問を終結させていただきます。本日はどうもありがとうございます。終わります。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。31番 服部富男議員。

〔31番 服部富男議員登壇・拍手〕

○31番（服部富男） 皆さん、おはようございます。

一昨日は3月1日、県立高校も卒業式が久しぶりに私たち来賓も交えて出席させていただいて。

〔「マスク、マスク」と呼ぶ者あり〕

○31番（服部富男） あっ、マスクを。久しぶりにマスクを外しますので。

3月1日、県立高校の卒業式をお迎えされて、私たちも出席させていただいたわけでございます。4年ぶりの出席ということで私も緊張させていただいておったんですけども、菰野高校の卒業生代表の女子生徒の答辞がございました。私たちもその答辞を聞かせていただいて、お母さんに対する感謝の気持ちを伝えておられました。本当に私も涙が出るぐらいな気持ちで、感激させていただいたわけでございます。

そして今日はひな祭り、3月3日ということで、私が朝ちょうど議会の会派の控室に行きましたら、青木謙順議員から、今日はひな祭りやで、火祭りにならないように頑張りなさいよということを言われまして、本当にもう涙あり、そしてまた笑いありの私の人生そのものかなという思いで、今日はここへ立たせていただきました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして。

それと、その前に、県民の御意見ということで、昨日、メールが議会事務局のほうに届きました。三重県議会のテレビ中継を見ていましたが、質問者が早口だったりして聞き取りづらかったのだと、テレビでの視聴者も聞き取りやすいようにゆっくり話してほしいですと、女性の方から話し方についてメールで御意見をいただきました。今日はゆっくりと話をさせていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1 番目のヤングケアラー実態調査と今後の対応についてでございます。

ヤングケアラー実態調査をこの三重県でも、令和4年6月に実態調査業務委託企画提案コンペを実施されております。委託期間は令和5年2月3日までの期間で、要保護児童対策地域協議会に調査され、そしてまた、家庭でいろいろと調査されたようなことでございます。

その結果が発表されております。その結果、家族の世話等をしっかりとおうちでやっておられる児童が155人という結果を報告いただきました。その中で、支援を必要としている106のケースについて申し上げますと、45件がひとり親家庭、そして34件が生活困窮家庭であるという判断を示されました。

県としては155のケース以外でも把握し切れないところがたくさんあるかと思っておりますけれども、私たちはこのヤングケアラー問題、家庭にはなかなかプライバシーの問題があつて中に入れられない状況もあるかと思っておりますし、県としても対応が非常に難しい問題であろうかと思っております。

実際にこのヤングケアラー実態調査を受けて、今後の対応について御答弁をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 本年度実施したヤングケアラーに対する実態調査の結果と、それを受けて今後どのように取り組むかについて、お答えします。

県では本年度、ヤングケアラーの実態を把握するため、課題を抱えた子どもや家庭を見守る市町の要保護児童対策地域協議会を対象としたアンケート調査を実施しました。加えまして、ヤングケアラーと思われる子どもを把握している協議会には、より詳細な聞き取り調査を行い、支援方法などの事例を収集したところでございます。

調査では、19の市町から、最終の確定値になりますけど、5名増えまして160人のヤングケアラーと思われる子どもの存在が明らかになってきております。

ヤングケアラーの家庭状況は、議員から紹介のあったように、ひとり親家庭が約4割、生活困窮家庭が約3割という結果になっておりまして、ヤングケアラーの背景に貧困であるとか児童虐待とか、いろんな複合的な要素があるということが分かってきております。また、ヤングケアラーが家庭内で担うケアの内容としては、きょうだいの世話が一番多く、続いて、家事や洗濯などの家事全般となっております。

一方、ヤングケアラーの実態を把握していないと回答のあった協議会にその理由を尋ねたところ、家庭内のことで問題が表面化しにくく把握が難しいであるとか、子ども自身やその御家族が問題を認識していないという回答がありました。

また、実際に支援を行う際の課題としては、既存の公的サービスでは利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくいという声もいただいております。

こういった結果も踏まえまして、令和5年度は、ヤングケアラーのさらなる認知度向上に向けて、フォーラムを開催するなど、広く県民への理解を深めてもらうための周知啓発に取り組んでいきたいと考えております。

また、支援を拒否する家庭への介入方法や多機関が連携した家庭全般の支援など、聞き取り調査で収集した支援事例を参考に、学校であるとか医療機関、福祉等の多様な関係者を対象とした啓発ハンドブックを作成していきます。また、このハンドブックも活用しながら、本年度から設置しておりますヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座であるとか、市町職員、また、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象にした研修も実施してまいります。

また、支援ニーズが高い家事援助サービスを提供するための市町への補助金についても、新たに創設していきたいと考えております。

ヤングケアラーと呼ばれる子どもが、子どもらしく過ごせる時間を取り戻し、健やかに成長できるよう、学校や医療、福祉等の関係機関が連携し、一人ひとりに寄り添った支援が届けられる体制の整備を進めてまいります。

[31番 服部富男議員登壇]

○31番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

中村部長、やはり実際のきめ細かな支援というのは非常に難しいと思います。市町の福祉部門の課としっかりと連携を取っていただいて、やはり誰一人取り残すことのないような政策、これはもう一見知事もしっかりとお話しただいておりますし、その気持ちで、今後、令和5年度も努力をいただけるんだろうなとも思います。

なかなかプライベートの問題がありますので、児童も自分がやっていること、そして父親や母親、いろんな家族を世話することを、これはヤングケアラーであると御自身は思っていないんだろうとっておりますし、そういった意味できめ細かな支援をしっかりとお願い申し上げたいと思います。

それじゃ、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次は、「不登校」と「ひきこもり」の現状と今後の取組についてということでございますが、昨年の議会において、不登校生徒の児童、そして支援をしていくフリースクールの支援体制に対する請願を我々議会で採択させていただきました。

実際に今もフリースクールの支援はしっかりと対応していただいているものだと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

教育委員会での令和3年度の調査、これは長期欠席、不登校と言われるのは、30日以上欠席をしている人たちが不登校と呼ばれるということでございますが、なかなか難しい判断なのかなと思います。そして、その結果、三重県では、小学校、中学校の中で、小学生の方が1059人、そして中学生の方が2084人、合計3143人の方が小学校、中学校を不登校の方であるということでございます。令和2年度、一昨年度よりは704人多く不登校の方がおられるということでもあります。

公立高校に当たっても、全日制では417人、そして定時制では315人、計732人の方が不登校と扱われておるという状況でもございますので、その辺のところ、不登校というのは本人の状況の判断でございますけれども、本人

は無気力の方が多いか、実際に勉強に不安になっているとか、そういう方の原因が今の不登校の状況をつくっているということでございますので、そのためには、やはり市町の教育支援センター及びスクールソーシャルワーカーともしっかりと連携を取っていただいて、不登校の解決に邁進していただきたいと思うところでございますので、教育長に答弁をお願いさせていただきます。

続きまして、ひきこもりの現状についてでございますが、これも令和3年度に三重県ひきこもり支援推進計画を策定され、今もお話しさせていただいたように、誰一人取り残さないという地域共生社会の実現に向けて支援を推進していくということでもございます。

このひきこもりというのは、不登校から始まって、そして中学校、そして高等学校、そして卒業できるかどうか分からない状況の中で、成人という形で家に引き籠もってしまう、そのままの状況で外へ出られない、なかなか人と交わることもできない、そういう状況の中で家にいる方が非常に多くなってきているのではないかなとも思いますし、その実態調査というものなかなか数字で表せない部分というものがあるかと思えます。

担当地区の民生委員や児童委員の皆さんからの調査の結果といたしますか、そんな中でも今831人という答えが返っております。回答数が3777人の中で、2946人がそういったひきこもりではない、今家庭にいる方で引き籠もっているのが831人という結果をどう受け止めるかということでございますけれども、しっかりとした対応というものは、なかなかこれもプライバシーの問題、家庭の問題というものがありますので、非常に探すのは難しいかなとも思います。

今実際に、教育委員会の支援体制というものを、今後の取組についても現状と課題についてお話をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 不登校の現状と課題、それから今後の取組について御答弁申し上げます。

まず、不登校の現状ですけれども、議員の御紹介にもありましたけれども、令和3年度における県内の公立小・中学校と県立高等学校の不登校児童生徒数は、一昨年度に比べ高等学校で若干減少しているものの、小・中学校で増加しており、全体で3875人とこれまでで最も多くなっております。また、90日以上欠席している児童生徒が全体の半数近くを占めており、そのうち担任以外との相談や指導を受けることができていない児童生徒が648人となっております。

不登校については、様々な取組を進めておりますけれども、どの相談機関や支援機関ともつながっていない児童生徒の支援が大きな課題であると捉えており、こうした状況のまま、中学校や高校の学校生活を離れてしまう生徒が少なくなるよう、どのように支援していくかが、将来のひきこもりを防ぐという意味でも大切であると認識しております。

このため、県教育委員会では、本年度、高校段階の生徒や中途退学した人を対象とした教育支援センターの設置に向けた取組を行うとともに、そうしたセンターには遠くて通えなかったり、外へ出ることが難しかったりすることもありますことから、中学生、高校生対象のオンラインを活用した交流の場の提供などにも取り組んでおります。

また、各学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を増やしますとともに、令和3年度からは市町教育委員会が運営している教育支援センターにもスクールカウンセラーを配置し、家庭などへの訪問型支援も進めているところです。

それから、不登校児童生徒を支えている保護者の方々は、不安や悩みを抱え、誰にも相談できずに孤立してしまうこともあることから、令和3年度から保護者相談会を開催し、同じような悩みを抱えた保護者同士の交流や専門家による相談を実施しています。今年度は県内9会場で、延べ159人の参加がありました。

今後についてですけれども、令和5年度から不登校総合支援センターを設置し、高校段階の不登校生徒への本格的な支援を行うとともに、訪問型支援

の拡充、多様な活動や交流の場の提供、福祉等の関係機関やフリースクール等の民間団体との連携などに取り組んでまいります。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 私からは、ひきこもりの現状とひきこもりが長期化しないようどのように取り組んでいくのかについてお答えします。

ひきこもり状態は長期間になるほど固定化し、回復がより一層困難になることが懸念されます。令和3年度に実施した民生委員・児童委員へのアンケート調査でも、ひきこもりの主なきっかけとして、不登校から引き続きというのが10.8%となっており、ひきこもり状態を長期化させないためには、教育と福祉など分野を超えた連携を強化する必要があると考えております。

そこで、当事者や家族にとって身近な相談窓口である市町の相談支援機能を充実するため、市町のひきこもり担当課や教育支援センター、保健所など関係機関が一堂に集い、支援ノウハウの共有や困難事例に関する事例検討を行う会議を県内3地域で開催し、関係機関相互の顔の見える関係づくりに取り組んできたところでございます。

あわせて、当事者が社会とつながるきっかけとなる居場所づくりに向けた検討会議を開催するとともに、オンラインを活用した居場所づくりも始めているところでございます。

令和5年度は新たに、居場所づくりを支援するアドバイザーを派遣するとともに、市町における支援制度の整備に対する補助金を創設するなど、支援を充実させていきます。

一方で、ひきこもりへの偏見や誤解が社会に根強く存在していることや相談窓口の周知が十分でないことも、ひきこもり状態を長期化させる大きな要因であると考えます。

そこで、ひきこもりを自分事として正しく理解していただけるようフォーラムを開催するほか、支援が必要な方に必要な情報を届けるため、ひきこもりの経験者にも協力していただきながら、ひきこもり支援ハンドブックを作ったところですが、ハンドブックの配布であるとかSNSを活用した情

報発信を始めていきます。

さらに、令和5年度については、ひきこもりを早期に発見し、必要なところにつないでいただけるよう医療関係者等を対象としたセミナーも開催するなど、普及啓発活動を一層充実させていきたいと考えております。

ひきこもりについては、解決に特効薬があるわけではありません。今後とも、誰もが社会から孤立することなく、希望を持って安心して暮らせる社会の実現を目指し、県民の皆さんをはじめ分野を超えた多様な主体と連携し、当事者や家族に寄り添った息の長い伴走型の支援を進めてまいります。

[31番 服部富男議員登壇]

○31番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

教育長からは、数字が3875人ということで調査されたようですし、3800人ほどの方が不登校に悩んでおられるということも確認していただいたわけでございます。

実際に不登校、そしてまた、ひきこもりといった状況をつくること自体、今のこの学校において暴力行為であったり、そしていじめであったり、そういったところから不登校が始まる、そして、最後はひきこもりになってしまう方も大勢出てくるのではないかなと思います。

一つの機会によって、一つの出来事、そして一つのことによって不登校にもなり、そしてひきこもりにもなっていく、こういった現状というものにどこで歯止めをかけていくか非常に難しい問題だとも思いますし、その点、教育委員会、そしてまた子ども・福祉部にしっかりと今後連携を取っていただいて、対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に入らせていただきます。

3番目のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置の充実についてであります。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、どこでどういうふうな状況の中でも、学校現場においていろんな事件が起きたり、そして出来事が発生する、これは非常に予期せぬところだとも思います。

今、中学生、そしてまた高校生のいろんな事件が起きているこの状況の中で、どうやって教育現場を守っていくのか、そして生徒を守っていくのか、非常に難しい問題があるかと思えます。

スクールカウンセラーは臨床心理士という免許もございますし、スクールソーシャルワーカーに至っては社会福祉士、そしてまた精神保健福祉士という免許を持っておられるというのが今の委任される条件だとも聞いております。

だから、スクールソーシャルワーカーと、実際に今のスクールカウンセラーというのは、職務はどうしても同じ学校現場で、職業や視点も個人のケアはしっかりとお互いに同じ、共有するものだと思っておりますし、両者の立場が異なることがあって、非常にお互いが戸惑っておられるのではないかなという思いでおります。

現場の教職員の方ももちろんでございますけれども、現場の先生もどちらにお願いしたらいいのか、そしてスクールソーシャルワーカーなのか、スクールカウンセラーなのか、非常に学校も難しい状況にもあろうかと思えます。

実際、私も学校のほうからもちよっと要望がございまして、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、緊急の事件が起きたとき、出来事が起きたときに、どうしても対応していただく時間というのがなかなか取ってもらえないところもあるんだと学校の現場からも聞かせていただきました。

もちろん突発的な事故とか、そういった問題が起きるといのは予期せぬことでもございますので、すぐにはやっぱりスクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも出向くことができないと、これは重々よく分かるわけでもございますけれども、その点、どのように配置、これはやはり人を増やしていくということも非常に難しい問題かも分かりません。

ちょうど令和5年1月に、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを募集しておられます。実際にスクールカウンセラーが15名、スクールソーシャルワーカー7名ということで、令和5年4月より任用される

とも聞いております。

4月はもうすぐでございます。両方ともいじめであったり、暴力行為であったり、そういった不登校問題も解決してほしいと、解決するんだというように、募集要項の中にはうたってございますので、その点、同じ共有する場が非常に多いということも含めて、これから、今後どのようにその配置の充実に努めていただけるのか、御答弁をお願い申し上げます。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置の充実について御答弁申し上げます。

学校では、友人関係や進路、家庭に関する不安や悩みのある児童生徒への対応や、要因や背景が多様化している不登校に関する支援などについて、担任や養護教諭の日常的な関わりに加えて、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが対応しているところです。

令和2年度における本県のカウンセラーとソーシャルワーカーの配置は、全国と比べても少ない状況にありました。このため、令和2年度から令和4年度にかけて、カウンセラーは配置時間で20%、ソーシャルワーカーは約80%それぞれ拡充し、相談体制を充実させてきました。

一方で、こうした専門人材による支援が必要なケースは学校ごとに一律ではなく、時期も集中するということがございます。このため、カウンセラーは中学校区単位で1年間の活動時間を配分して、管内の小・中学校で必要な時期を調整し合って、年間を通じて柔軟に活用していただけるようにしています。ソーシャルワーカーは市町単位で年間の活動時間を配分し、拠点となる中学校区を中心に運用し、必要に応じ近隣の小・中学校の支援を行えるようにしております。

このほか、緊急の対応を要する場合には、市町教育委員会や学校の要請に応じて、別途県教育委員会からカウンセラーやソーシャルワーカーを派遣しているところです。

こうした取組をしているところですが、支援が必要な児童生徒が集中したり、日程が合わずに対応ができなかったり、あるいは福祉や医療と連携した支援が必要なケースが増えてきているという状況があります。

このため、令和5年度は、カウンセラーとソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、特にソーシャルワーカーは令和5年度の1.5倍として、学校の要請に応じていきたいと考えております。

また、オンラインによるカウンセリングも進めて、児童生徒や保護者が必要なときに支援を受けられるようにしてまいります。

それから、カウンセラーやソーシャルワーカーの任用に際しては、ハローワークでの求人や三重県ホームページでの募集に加え、必要に応じて職能団体や大学にも情報提供するなどして、その協力も得て人材確保に努めてまいります。

スクールソーシャルワーカーについては人数も増やしてきているのですが、どういった場合に支援いただけるのかというのが学校現場でもまだ十分行き届いていない状況もこれまでございましたので、活用事例集というものを配布させていただいているところですが、そうした部分についてももしっかり取り組んで対応していきたいと思っております。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） 木平教育長、本当にありがとうございます。

しっかりとした対応をしていただけるということでありますので、私どもも安心しておるところでございます。

先ほどもスクールソーシャルワーカーの配置に関してのお話も答弁されました。各団体とか、そういったところにも働きかけるようなお話もいただいたのですが、このソーシャルワーカー、三重県にも社会福祉士会という会がございます。これはあくまでも、皆さんが会費を集めて、社会福祉士が集まる団体で、勉強会をしていくという団体なんですけど、そうした社会福祉士会からも、教育委員会、そしてまた県が、しっかりとした連携を我々の会と取っていただきたいなという要望も出ておりますので、今後の検討をよ

ろしくお願い申し上げたいと思います。

それと、今も学校現場というものが非常に厳しい状況に、私も今お話ししたように、突発的な事件、事故というものがございます。それに対して対応するのは、まず最初は、学校現場というところで対応されるわけでございます。実際に教師の皆さんも、夜も出ていかなきゃいけないときもあるかも分かりませんし、夜遅くまでその子の対応をしなきゃいけない、そしてまたスクールカウンセラーとも協議をしていかなきゃいけないという形の事件が起きる場合も多々あるとも思います。実際に教育現場の状況というものを、私も直接お話を聞かせていただきました。

これは通告はしておりませんので、私の話として受け止めていただきたいんですが、やはり教育現場は小学校、中学校、そして高等学校、今の正規の正職員の方、そしてまた県も同じなんですけど正職員、そしてまた非正規の教職員の方、そして非正規の県の職員の皆さん、たくさんおられるわけでございますけれども、今経済的な状況の中で物価も上がり、非常に厳しい状況の中でも、これはちょっと話として受け止めていただきたいんですが、大手企業は非常に給料アップという形の報道もなされております。多いところでは、3割までアップしようと。そしてまた、非正規の職員に対しても何割増しというような、大手の企業はそういう状況が確かにできるのか分かりませんが、これはやはり中小企業とかそういったところに関しては非常に厳しいだろうと。だけど、県も同じことが言えるのであって、県は税金で我々も報酬を頂いている、こういった気持ちもございますので、非正規の職員の人、そして非正規の教職員の皆さんの時間給とかそういったものに対しても、私は給料アップせえというような思いしております。

実際にいろいろとお話も、教職員の方々、非正規の方からも聞かせていただいて、担任を持って、そしてまた専門職を教えている、その先生方の非常に厳しい状況のお話も聞かせていただきましたので、今後の、この令和5年度からの私の課題として、私が例えばここでまた来年度登壇できるかどうか、これは分かりませんが、またそこでもしっかりと要望させていただき

たいなという思いでおりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

4番目の質問に入らせていただきます。

県立高校におけるドローン操縦体験についてということでございますが、せんだって2月28日に、我が会派自由民主党の中嶋議員の一般質問の項目の中の、防災におけるアナログとデジタルの活用の質問に対し、防災対策部の山本部長の答弁によりますと、大規模災害に対応するドローン活用も検討していきたいというような御答弁をいただいております。

そして国土交通省では、2021年3月に閣議決定された航空法等の一部を改正する法律案では、2022年12月にドローンの国家資格が導入されております。これまではドローン資格は民間資格のみでございましたけれども、今後は、ドローン操縦ライセンスや機体認証が必要になってくるわけでありましたが、民間資格が廃止にならないのは当然ではあります。民間団体が発行するライセンスを保有する場合でも、従来どおり定められた範囲の規定に基づいて飛ばすことができるわけでございます。

そういったところで、防災であるとか、そしてまた野菜の畑の作物の出来具合とか、そういった状況、そしてまた構造物、橋脚の裏のコンクリートのひび割れとか、そういったものをドローンで映写して、既に送っているという状況もございまして、これからはドローンの利用というもの非常に、もう今も盛んに行われておりますけれども、これからも大事な技術かなとも思っております。

ちょっとこのパネルを提示させていただきます。(パネルを示す) この写真は、NTT東日本が株式会社NTT e-Drone Technologyと共同で実施されました、新潟県の長岡工業高校の実習の写真でございます。

ドローンの活用の推進とドローン技術者の育成促進を目的にして、今回の講義は、ドローンを活用した農業課題の解決など地域の活性化に貢献できる人材育成に役立てたいといった講習会でございます。

これはもう、あくまでもNTT東日本が今の学校のほうに協力して、申入れをして、実現してきたわけございまして、今後、我々三重県の工業高校

においてもこういった技術を学ぶ場というものが非常に大事ではないかなと
思いましたので、質問させていただきました。

やはり高校を卒業すると同時に普通自動車免許を取られる学生が非常に多
いということも聞いておりますし、何か就職したりするのに普通自動車免
許があるほうが非常に有利に就職活動ができていく。

そんな中で、これからドローンがどんどんと普及してきて、ドローンの免
許、これは普通一般のレベル3ぐらいのところまでできる操縦の講習会もあ
りますので、三重県においてもたくさん講習会をやっているところもござい
ます。

実際に国家試験として、1等の操縦資格と2等の操縦資格というのは非常
に難しい、これは高度な技術が要りますので、ステップアップはもちろん、
これは今後の課題として、私はこういった機会を県立の高等学校、特に工業
高校の中では技術を学ぶことというものが大事だということでございます
ので、しっかりとした対応が今後できるかなという思いでおりますので、この
体験ということに対してどのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思
います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県立高校におけるドローンを活用した学習状況につ
いて御答弁申し上げます。

まず、ドローンの活用につきましては、御指摘がありましたように、農業
や測量、物流、災害調査など、分野を問わず、人手不足の解消や業務の効率
化に対する有効な手段として導入されつつあり、ドローンに関する知識・技
術等を持った人材の育成も求められております。

現在、県立高校56校のうち13校において、衝突とか墜落など安全面に十分
配慮しながら、ドローンを活用した学習を行っております。特に農業や工業
などの職業系専門高校において、ドローンに関する先端技術の知識・技術の
習得や、これまでに見ることができなかった角度から撮影した映像を活用す
るなど、新しい視点で学習を深める取組を進めているところです。

具体的な取組として、四日市農芸高校の環境造園科では、令和3年度の学科改編を契機に、ドローンで撮影した画像を基に、庭園における樹木や花、庭石などの効果的な配置について学ぶなど、造園設計の基礎を身につけているところです。そして、この学習をきっかけに、ドローンの操縦資格の取得を希望する生徒が増えてまいりました。このため、来年度は3年生を対象に、9月の就職時期に間に合うよう、資格取得につながる取組を実施する予定です。

また、久居農林高校の環境土木科では、外部講師を招いて、ドローンで測量を行うための空撮技術の習得や飛行の手続をはじめとする関係法令などの学習も行っております。

津工業高校の建設工学科では、建設業協会と連携した現場見学会におきまして、測量に使われるドローン操作を体験したり、ドローンで撮影した学校敷地内の画像を基に、立体的な図面を作成する学習に取り組んだりしております。

今後についてですけれども、県教育委員会では、学科の特色を踏まえ、関係機関と連携しながら、ドローンに関する出前授業の周知や講師の紹介、企業を訪問して操作を体験するなどの教育活動を支援してまいります。また、各学校では、企業や高等教育機関の協力を得ながら、ドローンをはじめ、実社会で活用されている先端技術の学習に取り組むことで、生徒の学習意欲の向上を図るとともに、地域産業を支える人材の育成に努めてまいります。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

もう既にしっかりと対応していただいているということで、本当にありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

ちょっと時間がございませんので、急がせていただきたいと思います。

次の、国の農業支援政策における地方農業への課題についてということでございますが、せんだって、地域の若手の農業者の皆さんのお話を伺う機会がございました。

その人たちは、おじいちゃんの代から、お父さんの代から受け継いだ若手の皆さんでございますが、意見として一つ、今からちょっとお話をさせていただきますと、地域は棚田が多く急勾配のため、農業用機械が使いにくい、手作業が非常に多いということも厳しいなど。そして、私たちは親から農地を引き継いだが、先祖代々守ってきた農地なのでしっかりと管理を続けていく。条件不利な農地でも、生産や農地、水路などの保全に関する国の支援制度でもある中山間地域等直接支払制度などの支援対象にもなっていない地域もあるということもありまして、それでもこれまで続けていかなきゃいけないという切実な状況を聞かせていただきました。

国の支援制度は地域にとって大変ありがたく、多くの地域で活用されておられます。菰野町もたくさん活用させていただいているところでございますが、税金を使わせていただく以上、どこかで一定の線引きが必要なのは当然だと思いますし、未来ある地域の若手農業者がこの先、何年もしっかりと農地を守っていくという思いで、私たちへのお話も、要望にも来たわけでございます。こういった国の農業支援制度の対象とならない地域の農業者を支援、明るい未来を抱けるようにするのも県の重要な役割ではないかなというふうにも思います。

国の農業支援制度の対象とならない条件不利地域の農業者を支援するため、どのように取り組まれるのかをお尋ねいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） 国の農業支援制度の対象とならない条件不利地域の農業者を支援するための取組についてお答えいたします。

近年、農業生産条件が不利な中山間地域の農地では、農業者による営農の継続が大きな課題となっています。

こうした中山間地域の農地では、農業生産や農地の保全を支援する国の中山間地域等直接支払制度などの支援策が一定講じられているものの、制度の活用に当たっては、取組面積などの要件が定められていることから、必ずしも全ての農業者が制度の支援対象になっていない現状があります。

こうしたことから、現在、県では、中山間地域における営農の継続に向け、少ない労働力でも作業ができる省力化技術や栽培管理が容易な作物の導入に関する情報を提供するなど、地域の要望や実情に応じた支援に取り組んでいるところです。

また、今後は、県が中心となって市町やJAなどの関係団体とともに、地域における話し合いの場づくりを進め、将来に向けた農地の活用方法の検討、地域の特性に応じた営農の方向性の検討に向けた支援を行うこととしています。

今後も条件不利地域の農業者を支えるため、市町と連携しながら、地域の要望を十分に聞き取った上で技術的な支援に取り組むとともに、地域における将来の農業振興に向けた合意形成や主体的な取組が進むよう、きめ細かく支援してまいります。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） 更屋部長、どうもありがとうございました。

しっかりと地域の農業を守っていただくためにも、県のしっかりとした御指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

リニア計画に伴う近隣市町の未来構想まちづくりについてでございます。

これは一見知事に御答弁いただくということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

リニア中央新幹線といいますと、先日も亀山市選挙区から出ておられます長田議員もリニア基本戦略について質問されました。

実際に、リニア中央新幹線の計画というものは、名古屋ー大阪間というものが、亀山市になるのかどうか、もちろん亀山市だと思うんですが、2037年に開業を目指すということで、本来の2045年から8年間前倒しをして開業を目指していきたいと、JR東海はそうおっしゃってみえますし、国土交通省のほうも協力していくということをおっしゃられますので、大丈夫なのかなとも思います。

私も、今まで菰野町を通る国道306号の整備の問題をお話しさせていただきました。去年の9月の一般質問でも、一見知事にも質問させていただいて、この亀山市を中心にしたネットワーク、そして幹線道路網の整備、こういったものを、まちづくりにしっかりと対応していただきたいということをお話しもさせていただきましたと思います。

そしてまた、亀山市というものは、私が住んでいる菰野町、そしてまたいなべ市という形で通る副幹線道路、昔からの非常に古い道路でもありますので、そういったところをしっかりと対応してほしいということも申し上げました。

そして今、この北勢バイパス、そして中勢バイパスといったバイパスが、令和6年にも中勢バイパスも開通、供用開始ということでもありますし、そして今、東海環状自動車道も北勢インターチェンジまで、令和6年にこれも供用開始になるんじゃないかと。今、大安インターチェンジから沿線は伸びて、北勢インターチェンジまで来るということであります。

そんな中で、前にもお話ししたように、亀山市からいなべ市までの間を今、知事のほうでも、県のほうでも検討しておられる鈴鹿亀山道路、鈴鹿市から亀山市に向かう道路です。そして亀山ジャンクションに行く道路が事業化されて、実際にそれに伴って、今の亀山市川崎町の周辺から鈴鹿市のほうへ向けてのバイパスの計画も持ち上がっているということも聞かせていただきました。

そんな中で、菰野町のところで、我々、国道306号のバイパスの要望をしっかりとしていかなきゃいけないという地域の方たちの思いが、今、非常に大きくなっておりまして、いなべ市と、そして菰野町の行政との推進に向けた共同作業をしていこうじゃないかというような動きまで出ております。

ちょっとこの地図を見ていただきたいと思います。(パネルを示す)これはちょうど国道306号、そして今、その地域の皆さんがいろいろと考えておられるのは、ここの今の新名神高速道路の菰野インターチェンジから、そして菰野町の山麓をかって、そして北勢インターチェンジまで行く道路、これ

を、国道306号のこの辺のこの赤い点の部分、この部分が今まで非常に狭くて、非常に大変な状況であったということで、私もお話をさせていただいたわけでもございます。今見ていただいて、この非常に狭い部分、朝上の田光の相生橋、これがまた、今、橋の幅を広げる工事にこれからかかっている、これは非常にありがたいことなのですが、やはり菰野インターチェンジから亀山市へ行ける部分というのがないのであれば、北勢の東海環状自動車道と一体になったこの道路網が、この菰野町にとっても必要じゃないかというような思いの方が非常に多いわけで、この実線の部分と、それと点線の部分、これは町道であります、その実線の部分のところをしっかりと整備していただきたいという思いで、今はこの地図を使って、いろいろと活動しておられるわけでございます。

今までいろいろと知事にも説明させていただきました。菰野町を置いておかれるとか、そんなような気持ちでおるわけじゃありません。実際に、新名神高速道路の菰野インターチェンジが2019年3月17日に開通しました。

そして、その半年ほど前に、国道477号のバイパスが今のインターチェンジまで供用を開始されて、また、その沿線のスカイラインというのが今これから工事にかかっているという状況でもありますので、そういった意味で、あの辺のこのインターチェンジを周辺とする開発とかそういったことも、菰野町でこれからどんどん進められていく現状がございますので、その辺のところを私も知事に、今後どのように今の国道306号、旧も新も含めて、新バイパスも含めて、どのようにお考えなのかを御答弁いただけるとありがたいなと思います。よろしくお願い申し上げます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 国道306号は江戸時代、御案内のとおり、巡見使が通った巡見街道から始まっています。亀山から東海道が分かれて、岐阜の関ヶ原の中山道までつながります。今は三重県の中勢バイパスまでつながっていますし、それから滋賀県の彦根までつながっている道であります。

私らが大学のときに車で走っていると、菰野町を走ると、灯籠の横の細

い道を走って、行き違いができやんという道でございました。この間走ってみましたが、かなり便利になっておりまして、2車線の改良も全部できています。1日1万5000台が通るそうでございまして、大型車も通ります。

ただ、御指摘のように、中にはやっぱりちょっと狭いところがございます。以前、私も田光の方々からお話を聞きまして、要望を聞いております。

議員から今後、リニア中央新幹線、それから東海環状自動車道、これができてくると大きく道路交通も変わってくるんじゃないかとお話いただきました。そのとおりのやと思います。

リニア中央新幹線はリニア中央新幹線ができたならそれで終わりというわけではありません。周りの町をどうやってつくっていくか、何よりも重要な県内全域を発展させていくために、道路網というのはやっぱり考えていかないとかと思っています。

国道306号に、東海環状自動車道って、どっちかというのと並行して走る感じになりますので、ひょっとしたら国道306号から高速道路に流れていく車もあるかもしれないと思っています。

そういう意味では、その高速道路と、それから高速道路以外の道路、これがどんなふうに交通量を分担するののかというのを考えながら、これからのまちづくり、それから道づくりというのを考えていかなあかんとかと思っています。

これは県だけではないと思っています。市や町とも話をしながら進めていく必要があります。議員御指摘のように、菰野町は決して衰退するはずがございません。リニア中央新幹線が来ないのであっても、産業がどんどん今集積しているのは御案内のとおりでございます。

その発展をさらに後押しするために、リニア中央新幹線ができたときを見据えながら、道路をどう造っていくのか、高速道路で分担する部分もあると思いますし、それから高速道路以外の道路でどんなふうに交通を受けていくのか、これはこれからしっかりと考えてまいります。

来年度ですけど、三重県リニア基本戦略をつくるということもお話をさせていただいております。その中でもまちづくり、それから道路づくり、そう

いったことも、地元の御意見もしっかりと聞きながら、開通後の状況を見据えながら考えていきたいと思っるところでございます。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

リニア中央新幹線の計画も、来年度になるのか今年度か分かりませんが、三つのエリアのどこに決定するか、これはJR東海としっかりとした対応、それと、亀山市長とも、行政ともしっかりと協議して、やはりいち早く私は決定していくべきじゃないかなと思います。

今の鈴鹿亀山道路が事業化されて、亀山ジャンクションまで行くのに、今から事業化されて施工して供用開始になるのには10年ぐらいはかかるんだろうと。それに伴って、今の国道306号の安楽川から川崎町のあの辺りをどうしても整備しなきゃいけない、クロスする部分で、その辺のところから始まって、今の国道306号の狭い部分を、バイパスの計画を知事は結論とされたんだろうと思います。

ですけど、同じような条件で、そういったところが菰野町にもたくさんあるわけなんです。今もそれは車の量は非常に多いんです。高速道路と一般道路をすみ分けてというのは、なかなかこれはできるもんじゃないんですね。

高速道路というのはやっぱりお金もかかる、料金もかかる。そうすると、北勢インターチェンジが、例えば実際に令和6年に供用開始、そして令和8年、その2年後には、今の養老インターチェンジまで北勢インターチェンジからつながっていくわけなんですよ。

そういった状況でいくと、今も交通量は安定していると思われるか分かりません。これからが大変な状況になってくるとも、地域の方も、もちろん私も思います。

私も建築の設計をやっておりました。都市計画というものに対しても非常に、少しは勉強させていただきました。実際、決定はやはり早いほうがいい。2037年に亀山の駅ができるのであれば、もう14年後ですよ。そうしたら、10年というのは非常に早く来るわけですね。

私も今、県議会のほうに来させていただいて16年目になる。これは本当にもうすぐ、走馬灯のように早く、もう来たなという思いでありますので、どうかその辺のところも、菰野町では今計画しているのは、鈴鹿山麓パークウェイ構想というのですよ。山のきれいなところを通るパークウェイ構想、それに対しても御理解をよろしく願い申し上げまして、そしてまた来年度もここに来て、がんがんとお話をさせていただくか分かりませんが、どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。40番 中村進一議員。

〔40番 中村進一議員登壇・拍手〕

○40番（中村進一） 新政みえ、伊勢市選挙区選出の中村進一であります。

今期一般質問、最後となりますが、今日は、私にとっても7期28年間の議会活動の締めくくりの質問となります。今回、質問の機会を与えていただきました議長をはじめ全議員の皆様に感謝を申し上げます。

私は、これまで4人の知事と議論してまいりました。

振り返ってみますと、1期目は、後ほど触れますけれども、北川知事とは、浜原発の白紙撤回に向け、何度も何度も議論させていただきました。また、

伊勢市矢持町への産業廃棄物最終処分場建設計画の撤回については、津田議員や、今、亀山市長の桜井さん、元衆議院議員の森本哲生さんたちと党派を超えて、建設予定地であった地名の矢持町から取って、やもち会と名づけて、産業廃棄物最終処分場の在り方について勉強し、調査し、提言してまいりました。

野呂知事とは、県立病院の経営形態の在り方や課題、伊勢湾の環境問題、離島架橋などについて議論させていただきました。県立病院の経営の在り方につきましても、県立、県営で行くべきとする私どもの意見とは、野呂知事が退任するまで平行線でありましたけれども、充実した議論でありました。

鈴木英敬知事とは、東日本大震災を受けて、副議長として、当時、全国都道府県議会議長会会長でありました山本教和議員と一緒に、全議員からの義援金を持って現地へ行ったこと、そして現地調査をさせてもらったこと、そして同じ年に起きた東紀州の豪雨災害の際の復旧作業など、防災対策に関わったことが印象に残っております。

また、議長としては、伊勢志摩サミット、菓子博などの大きなイベントにも関わらせていただきました。

そして、一見知事は何といたっても、新型コロナウイルス感染症に明け暮れる毎日であったと思っております。5月8日には5類への移行となりますけれども、今なお取組の真っ最中ということでございます。

4人の知事に共通して議論させていただいた課題は、観光政策を中心とした伊勢志摩の元気づくり、伊勢湾の環境と漁業振興、そして国会でも今大きな議論となっております平和の問題、いずれも三重県の将来にとって大変重要と考え、県民の皆さんの声を代弁し、提言してまいりました。

今日は、こうしたテーマの中から三重県の未来にどうしても伝えていきたい、そんな思いについて、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まずは、三重県の原因政策についてであります。

岸田内閣は、2011年3月11日の東京電力福島第一原発の事故以来、歴代首相が認めていなかった新增設を認めるなど、安全保障対策の大きな変更と併

せて、原子力政策も大きくかじを切ることになりました。これは、ロシアのウクライナ侵攻で発生した石油や天然ガスの供給不足をエネルギー危機と捉えて、原発の新增設、40年の運転期間をさらに延長することができる大きな政策転換であろうかと思えます。

福島第一原発の被害を受けた住民は、今なおふるさとを追われ、多くの住民が帰れない状況が続いております。そして、福島第一原発の事故処理は、10年を超えてもいつ終わるか分からない、そんな状況であります。原発処理水の海洋放出も地元の漁民の心を逆なでしていると思っております。

三重県でも、南島町当時、芦浜原発計画によって、もしこうした事故が起きたらと心配する人たちと、そして原発によって地域振興をという方たちの間に亀裂が入りました。芦浜原発をめぐる反対派と賛成派の激しい意見対立が続きました。逮捕者を出したり、漁協や地域社会を分断する状況が起きました。

当時、北川知事も県議会も苦慮する中、知事の決断で建設計画は白紙撤回となりました。私も何度も議場で発言しました。81万人もの反対署名もありました。白紙撤回になったときは、賛成、反対を問わず、多くの住民から感謝の言葉をいただき、本会議で、この場で紹介したことを思い出します。

しかし、国の方針が根底から変わろうとしている今、一見知事は、今年の12月27日の記者会見で、私としては、原発を誘致するなり、あるいは原発の立地について賛成するという考えはない。今の福島の様子を見ると、芦浜原発のときの判断は正しかった。地元が二つに割れて、非常に厳しい状況であると聞いており、私は今後、原発を誘致するような判断をすることはない。明確に答えられております。また、三重県は観光を標榜しているところである。そんなこともおっしゃっております。

改めまして、知事の三重県での原発新設に対する見解をお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御答弁を申し上げる前に、中村議員、28年の長きにわたります、三重県のために全精力を注いでいただきましたことに、高いとこ

ろから恐縮でございますけれども、御礼を申し上げたいと思います。

私は知事になりまして、中村議員とこうやって議論させていただく期間は短かったですけれども、三重県をお思いになられる気持ち、それがひしひしと伝わってまいりました。また、平和への思い、観光振興をしたいという思い、それを私はしっかりと受け止めて、これから県政運営をしていきたいと思っております。

御質問いただきました原子力でございますけれども、去年の5月25日に、知事の有志の人たちと一緒に福島第一原子力発電所を視察してまいりました。

いや、物すごく労力をかけて、それから長い時間をかけて、これから復旧をしていかないかんとということが、現地に行くとよく分かりました。一旦原子力災害というのは起こると、大変なことやなというのを改めて認識いたしたところでございます。

御質問のあった平成12年2月の芦浜原発の白紙撤回、これは、そのとき、正しい判断であったと私は思っております。幸いなことに、三重県は、現状において電力が逼迫するというおそれはございません。また、三重県はこれから観光立県を目指していく県でございます。そうしたときに、原子力発電が要るかと言われたら、私は要らないと思います。記者会見でも申し上げましたが、今も、そしてこれからも、私自身は、原子力発電は三重県には要らないと思っております。

平成12年の判断、あの判断をする前に、実は私も南島町出身の親戚がおりまして、話は聞いておりました。地元が二つに割れて、大変なことになっているんやと、親戚同士もいがみ合っていると。原子力というのは、必要なものかもしれないんですけども、罪がなかなか深いものでもあるなと思っております。いずれにしましても、議員にお話しいただきましたし、私が記者会見で申し上げたとおり、現段階において電力が逼迫化しているというような状況でない三重県で、原子力発電は必要ないと思っております。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） 知事、ありがとうございました。

知事の記者会見での発言を聞いておった、当時、白紙撤回に至るまでの81万人の署名を集めたりとか、いろんなことをしておられた方が心配しておられて、そのことについていろんなお話をしている中で、議場でもう一度確認させていただきたくったということで、お話をさせていただいたところでございます。福島あの状況を見る限り、三重県でもう原発はどうかという思いを感じさせていただきました。正しい判断ということは、きちっと受け止めさせていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

伊勢湾の環境と漁業振興について、お伺いいたします。

まず、環境ですね。

2011年3月、12年前です。漁業の盛んな答志島出身で、離島の課題、そしてまた伊勢湾の環境問題を訴え続けた私どもの同志、中村勝県議会議員が病で倒れ、帰らぬ人となりました。

彼は、こう言っていました。私は、伊勢湾から命をいただいて育った1人であり、伊勢湾が私の母であると思っております。その伊勢湾が瀕死の状態にあるのです。必死で、この伊勢湾の危機を壇上で語っておられたこと、その様子が目に浮かびます。

私の父親も答志島出身ということもあって、子どもの頃、夏休みにはよく答志島へ行く機会がありました。父の姉、妹は、私のおばですが、みんな海女でした。答志島では、女の人は皆、海女になるんや、そのように思っております。ある日、答志島から1キロメートルぐらい離れた大築海島という無人島があるんですが、そこへ連れていってもらいました。小学校6年の頃やと思うんですが、潜ってみよと言われてまして、潜りました。いとこと一緒に潜ると、そこにはアラメという海藻が林のようにすっとなっておって、そのアラメを、海藻を、片っ方の手でつかんで、もう片っ方の手で、イノ貝というんですが、アムール貝の大きなやつ、これを引きちぎって取って褒めてもらった、そんな覚えがあります。そのときに、海女のおばさんは、また深いところへ潜って行って、アワビを捕ってきて、それを削るやつで取っても

らって、そしてそれを塩で洗って食べよということで、それを食べさせていただきました。その塩水で洗ったアワビのおいしいこと、今でも本当に忘れられません。

まさに、伊勢湾は豊かだったんです。豊かな海とは、こういうことを言うんだと思っております。先般、答志島で漁師をしている親戚にこの話をしたら、もうそんなもんは何もないよ。そんな話でした。昔のことやと。

昨年末に、三重県議会は、「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた取組の強化を求める意見書案を可決しました。内容は、本県が行っている色落ちしにくい黒ノリ品種の開発や、干潟・浅場の造成、そしてまた栄養塩管理などの対策を示して、国に対して「きれいさ」と「豊かさ」が調和した伊勢湾の実現に向けたさらなる調査・研究を強く要望する、そういう内容となっております。

そこでお伺いします。

これまで何度も多くの議員が提言してまいりましたが、伊勢湾の再生について長期的にどのようにしていくのか、そのことについてお聞かせください。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 伊勢湾再生に向けた取組について御答弁申し上げます。

これまでですけれども、伊勢湾の水質汚濁を防止するために、昭和54年に水質総量削減計画が導入され、8次にわたる汚濁負荷の削減対策に取り組んできたところです。その結果、伊勢湾の環境基準の達成率が向上するなど、水質は改善傾向でございます。

ただ、その一方で、藻場・干潟の減少や海水中の酸素が極めて少なくなる貧酸素水塊の発生など、伊勢湾の生物が生息する環境というのは改善されておらず、近年では、漁業生産量の減少に伴いまして、海域の豊かさの重要性が指摘されるようになってきております。

また、伊勢湾の海岸には、年間約1万2000トンのごみが漂着し、海岸景観

の悪化をはじめ、生態系や船舶の航行への影響など様々な海洋ごみの問題も引き起こしております。

昨年10月に、従来の規制から管理へと方向性を転換しまして、第9次水質総量削減計画を策定いたしました。良好な水質と豊かな生物生産性・生物多様性が調和・両立したきれいで豊かな伊勢湾の実現に向けて、庁内に三重県きれいで豊かな海協議会を設置し、農林水産部、県土整備部との連携の下、総合的な水環境改善対策に取り組んでおります。

主な取組としまして、藻場・干潟等の保全・再生に加え、これまで実施してきました流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行につきまして、令和4年11月から、排水中に含まれる窒素やリンの基準を緩和し、その効果の検証も開始いたしました。

また、海洋ごみの問題につきましても、県の計画に基づきまして、国の補助金も活用し、県や市町など海岸管理者等による回収処理を実施してきております。

また、その漂着物に関するモニタリング調査や様々な情報発信を行っているほか、今年度からは、アプリも活用して、ごみ拾いの活動の見える化をするなど、楽しみながらできる取組も進めているところでです。

さらに、愛知県や岐阜県とも連携し、令和5年度を目途に、全国初となります伊勢湾流域圏の複数自治体による広域計画の策定も進めているところでです。

伊勢湾の再生に向けてですけれども、県内で引き続きボランティア団体や企業、大学等の様々な関係者との連携による取組を進めるとともに、伊勢湾流域圏での広域的な連携をより一層強化しながら、総合的な取組を今後もしっかりと続けてまいりたいと考えております。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） 様々な手だてをやっているということが分かりました。

私がいいつも一番気になっているのは、貧酸素水塊、この酸素がなくなって

いく部分、そこにはやっぱり逃げられない魚、魚というか貝類とかそういったものが非常に苦しんでおるわけでありましてけれども、さっきごみの話もしていただきましたけれども、この辺についてはどのような取組をされているのか、教えていただきたいと思います。

○環境生活部長（中野敦子） 貧酸素水塊の関係と、それからごみの対策と2点お伺いいたしました。

まず、貧酸素水塊についてですけれども、通常ですと6月から10月頃までの発生で、規模が一番大きくなる夏場には、湾の面積の約8割になるという状況なんですけれども、やはり近年、その発生の期間とあと規模が拡大する傾向がございます。この貧酸素水塊に関する、要は底層溶存酸素量といえます海底の酸素量につきましては、昨年の12月に環境基準として、伊勢湾にも新たに設定されております。

それに先立ちまして、環境省が主体となって、愛知県、三重県等が構成して、その調査の検討を行って、この貧酸素水塊の改善対策について、協議しているところでございます。また、当県の中でも、農林水産部や、あと四日市大学と連携をして、この発生メカニズムの解明についての調査研究も実施しております。なかなか難しいところがございますが、これらの取組に引き続きしっかりと努めてまいりたいと考えております。

あと、もう1点、ごみの話なんですけれども、先ほど申しあげましたように、様々な民間団体の方や企業の方にも御協力いただきながら、回収のほうには努めているところなんですけれども、やっぱりその発生抑制というところも大切だなと考えております。

特に今、海洋のプラスチックごみというのが非常に問題になってきておりますけれども、やはりその発生源というのは、人工物ですと日常生活から発生するペットボトルですとかプラスチックの製品というのが、非常に多くの割合を占めておりますので、それらについて、ごみとならないような有効活用というふうな方策に今後も取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

[40番 中村進一議員登壇]

○40番（中村進一） その課題についてももしっかり取り組んでおられるということでございます。

行政だけじゃなしに、できたら1市3県、岐阜県と愛知県と三重県と名古屋市、この辺の住民の皆さんにも広げていただいて、対応していただきたいと思います。

それから、今日はちょっと対応を聞きませんが、サワラ漁に出ている親戚の漁師からは、網を上げると半分底のほうにべとべととしたヘドロがついていると。これはなかなか対応が大変なんですけれども、ヘドロ対策なんかもこれからやっていただきたいと思っておりますし、前もお聞きしましたがけれども、四日市大学の千葉先生ですか、マイクロプラスチックの調査しております。前に私が聞いたときと、今回と、この新聞の記事を見てみますと、それもまだなかなか対応が難しいと聞いておりますけれども、これからそういった課題についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

伊勢湾でもう1点、お聞かせください。

伊勢湾の漁業対策、まずサワラ漁についてちょっと聞かせてください。

伊勢湾の状況変化というのは、伊勢湾の生物たちに大きな影響を今与えております。

漁協や漁師の皆さんの話を聞くと、昔は、キスやタコ、コウナゴなどがもう当たり前のように捕れたんですね。これが全く捕れなくなってきている。黒潮の蛇行や水温の変化など様々な要因があると思っておりますけれども、このままだと、もう捕れるもんが本当になくなっていく。今、頼りにしているのはサワラなんですね。伊勢湾における重要な魚種でありまして、一本釣りや刺し網で漁獲されておりますけれども、鳥羽磯部漁業協同組合、あるいは鳥羽市観光協会、鳥羽市が一体となってブランド化を進めております。

そして、令和4年11月末には、答志島トロさわらとして、三重ブランドにも認定されました。価格も上がって、漁師も大変喜んでいて。今年はなかなかよかったと、テレビでもそんな報道をされておりました。

しかし、心配な面も聞こえてまいります。昨年は、このサワラの数が3分の1ぐらいに激減しているということでもあります。その要因の大きな一つが、産卵のための子持ちのサワラを取ってしまう、そんな状況があるのではないかと。漁協も漁師も大変心配しております。サワラ漁が将来にわたって続くように、資源管理や他県との関係、これは三重県だけの問題ではないと聞いておりますので、そうした連携にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

この資源管理、サワラの資源管理も含めて、どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

もう1点、聞かせてもらいます。

黒ノリ漁、これはええほうの話ですけれども、今年は伊勢湾の重要な漁業の一つであるこの黒ノリの生産が大変順調だと聞いております。

黒ノリの養殖は、栄養塩の不足による色落ちが大きな問題になっております。特に昨年度は深刻な被害となったわけでありましてけれども、今年は、現時点では色落ちはない。発生しておりません。というよりか、ほかの産地、有明だと思いますが、そういったところがなかなか不漁なために品薄となって、もう私が知り合いのノリ屋に聞いたら、もうすごく、こんなことは初めてやというぐらいノリが上がっているということでございます。そんな状況がでございます。

こういう状況の中で、まず今の状況をどうやって守っていくか、そのことと、それから鳥羽磯部漁業協同組合でもちょっと話を聞いたんですけども、この黒ノリを持続可能な状況にしていくためには、分散作業といいますか、ノリを捕る人と、それからつくる側と、ちょっとそういったやり方があるかどうかと思うんですけども、こういった、どのようにして、労働環境です、ね、どんどんもうかるわけですけども、体がごちゃごちゃになっていたらもう大変なことになりますので、そういった部分の対応について、このノリ漁業、今回のことを見ておると非常に希望が持てると思いますので、そういった点の対応について、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

[更屋英洋農林水産部長登壇]

○農林水産部長（更屋英洋） サワラ漁業への取組と黒ノリ養殖業における生産性の向上、労働環境の改善についてお答えいたします。

まず、サワラは、本県において持続的に資源を活用すべき重要な魚種に位置づけています。近年、サワラの漁獲量は減少傾向にあり、資源の維持管理の必要性が増しております。

県では、令和元年度に専門家による資源評価委員会において、サワラ資源に関し、これまでの漁獲量や出漁回数に基づく評価を実施し、産卵期の親や50センチメートル以下の小型魚の漁獲制限について漁業者へ提案してまいりました。

今年度はサワラの資源状況を再評価するための調査を実施しているところであり、調査結果は取りまとめ次第、漁業者に速やかに情報提供したいと考えております。

また、県内漁業者の資源管理と併せて、同じ伊勢湾で漁業を行う愛知県の漁業者や漁業関係者との連携によるサワラの漁獲量確保に向けた取組も必要不可欠です。このため、令和4年3月に開催された両県の漁業関係者と行政が参加した会議において、本県から産卵期の親の漁獲制限について提案し、現在、両県で検討を進めているところです。

今後も漁業者による適切な資源管理を着実に進めることで、伊勢湾におけるサワラ漁業が将来にわたって持続的に行うことができるように、しっかりと取り組んでまいります。

次に、黒ノリについてですが、近年、地球温暖化に伴う高水温化や栄養塩類の不足による色落ちの発生など、漁場を取り巻く環境は大きく変化しております。

県では、漁場環境の変化に適応した黒ノリ養殖業の実現に向け、これまで高水温に強く短期間で成長する黒ノリ品種の開発、養殖業者が漁場に栄養塩類を直接供給する場合の技術的支援などに取り組んできました。

令和5年度からは、新たに色落ち被害が深刻な県内の3地区、鈴鹿、伊勢、

鳥羽において、漁場の特性に合わせて栄養塩類を供給した場合の効果を把握することとしております。

一方、黒ノリ養殖業者の生産性の向上と労働環境の改善に向け、県では海上作業に注力することで生産量を増加させるとともに、養殖業者の加工作業が軽減され、労働時間が短縮されることにつながる委託加工の取組を進めるため、共同加工施設の整備を支援しています。これまでに鳥羽市の3地区、答志、桃取、菅島において、共同加工施設が導入されており、生産量の増加や受託料、販売手数料の増加により加工作業を担う漁協の経営改善にも寄与していると聞いております。

さらに、こうした取組を県内に広げるため、漁連や関係市町と連携しながら、鳥羽市の優良事例を周知するとともに、共同加工施設の導入に向けた地域の話合いにも積極的に参加し、計画策定などを支援していきたいと考えています。

[40番 中村進一議員登壇]

○40番（中村進一） 御答弁をいただきました。

子持ちサワラの関係なんですけれども、漁師同士で、海でいろいろなことがあるんじゃないかなと思うんですけれども、私が聞いた話では、本当に卵を持ったサワラが市場にずら一と並んでいる。この頃スマートフォンで写真を撮るそういう時代なので、そういうのも見たときに、本当に漁師がびっくりしたと。これは三重県じゃないほうなんです。そんなこともありますので、なかなか漁師同士での話ということになりませんので、できましたら、行政として相手の県としっかりとその辺の話をさせていただいて、漁協や漁師の皆さん方に、行政もこうやってきちっと動いているんだ、そういう姿を見せていただきたいなと思います。

そしてまた、これからのことなんですけれども、ノリの話、これは要望しておきたいんですけれども、もう今、生産業者が、こんなに調子はいいいんですけれども、やっぱり頭を痛めておりますのが、食害対策だと聞いております。海水温が上がってきた関係もあって、クロダイがどんどんと寄ってくる、で、

芽のうちに食べてしまうし、そしてまた、海上からはカモが飛んできて食べてしまうとか、そういった対応に非常に苦しんでおるようでございますので、そういった対応もぜひしていただきたいなということで、これは要望に代えさせていただいております。

次に移ります。

遷宮を見据えた観光戦略についてお伺いします。

一つは、拠点滞在型観光の推進ということで聞かせていただきます。

観光は、企業誘致の大変厳しい県南部の地域にとって、重要な産業だと思っております。

私は、観光の質問をするときにいつも、伊勢市と鳥羽市の観光に携わっている現場の皆さんからざっくばらんな話を聞かせていただきます。聞き取りをさせていただきます。そしてまた、その後、それぞれ観光の行政の皆さん方のお話も聞かせていただいております。そこからは、本当に自分たちの地域を自分たちで守っていかないかん、そんな思いがひしひしと伝わってまいります。そんな中で、三重県の役割は、じゃ、どんなんだろう、それをまとめて質問をいつもさせてもらっているんですけども、今回もいろいろ話を聞くと、もうあと10年に迫った第63回式年遷宮までどのように対処していったらいいのか、そんな話に集中しました。

私も、20年に一度の神さんの引っ越しということで、この式年遷宮には、国内外から多くの観光客が三重県に来ていただけるものと期待している1人であります。

前回の第62回式年遷宮では、1420万人もの観光客を受け入れました。今回、2033年の第63回式年遷宮は、伊勢志摩サミットが開催された地であり、今年の6月には、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合も開催されます。こういったことから、情報発信にしっかり取り組むことによって、さらに三重県の知名度が上がり、多くの観光客に来ていただけると思っております。

伊勢市も、伊勢市だけの対応ではなく、何とか三重県全体の取組としていただきたいとの思いを、聞き取りのときに強く感じました。そんなことから

も、昨年7月21日に、知事と伊勢市長との円卓対話では、具体的に式年遷宮に向けた取組が取り上げられたのではないかと考えております。

伊勢市では、前回、第62回式年遷宮の総括をするに当たって、GPSデータを活用した観光動態調査を行いました。観光客の動きなどを細かく分析し、その結果、反省点の一つとして、来県客が県内の宿泊施設をあまり利用しなかったことを挙げております。その上で、具体的な取組として、せんぐう旅博を提案されました。

御遷宮の行われる10年後までには、いろんな行事があります。お木曳、お白石持行事、宇治橋の渡り初め等々、節目ごとにメインとなる行事があります。用意させてもらいました。(パネルを示す)これが山口祭、これから木を切り出すのに山の神様にお祈りをする催しから始まって、そして、御神体を入れる木を切り出して、そして、各地域の方々が安全祈願ということで、浜参宮をしたりとか、そのうちにお木曳行事があって、そして、宇治橋を壊すときに、その前に、最後に宇治橋を渡る渡り納めをして、完成すると宇治橋を渡って、できると、その白石を持って、ふだん入れないところまで入らせていただいて、そして完成して、御遷宮が行われると、そんな流れで、大変全国から来られる方、ありがたくといますか、すごくこのことに対して興味を持っていただいている、そのように聞いております。

そこで、お伺いしたいと思います。

まさに、こういった様々な行事と、そして三重県内にはたくさんの魅力ある地域があるわけで、そこを連携させていく、そんなことを伊勢市は言っておるわけでありませうけど、私は、まさにそのことこそ三重県の出番ではないか、そのように思っております。

そこで、お伺いしたいんですが、観光局の拠点滞在型観光の取組、特にせんぐう旅博など御遷宮を核とした観光戦略についての考え方を聞かせてください。

[増田行信雇用経済部観光局長登壇]

○雇用経済部観光局長(増田行信) 遷宮を見据えて、拠点滞在型観光の推進

にどう取り組んでいくのかについてお答えいたします。

平成25年の式年遷宮では、議員も御紹介いただきましたが、1400万人を超える参拝者が訪れております。また、その年の、延べ宿泊者数につきましては968万人と過去最高となった年でもございます。全国から三重県に多くのお客様が訪れていただきました。

一方で、議員も御紹介いただきましたが、実はこの多くの方が参拝していただいたにもかかわらず、県内で宿泊されずに、来訪された方のうちの一部の方、多くの方が県外で宿泊しているという実態も見えまして、そのような課題があったこともございます。

こうした反省を踏まえまして、県としましては、伊勢神宮を訪れた方が、県内で滞在し、宿泊いただくなど、誘客効果を三重県全体に波及させるとともに、式年遷宮を一過性の需要に終わらせないことが重要であると考えております。

今年度から取り組んでおります拠点滞在型観光では、旅行者の滞在時間や宿泊日数を延ばし、地域経済の活性化につなげるために、地域資源の磨き上げであったり、周遊ルートの構築を進めておるところでございます。

具体的には、三重ならではの特別感のある体験コンテンツを今年は46件、発掘・磨き上げを行うとともに、宿泊施設と連携した体験つき宿泊プランの販売や大手旅行会社による商品の造成などに取り組んでおるところでございます。

また、来年度におきましては、これらの体験コンテンツをより幅広い層の方々に利用していただけるよう一層の磨き上げに取り組むほか、旅行者の長期の滞在につながるよう、2泊3日以上観光周遊ルートの構築を目指す地域を募集しまして、宿泊施設や観光施設の改修、また、二次交通の充実などについて支援していきたいと考えております。

あわせて、旅行者により満足度の高い三重県の滞在を楽しんでいただくためには、体験コンテンツやエリアを案内するガイドの存在が大変重要です。このため、ガイド人材の育成確保にしっかりと併せて取り組んでいき

いと考えております。

さらに、県内各地で多くの旅行者を迎える環境を整えるため、観光地づくりの司令塔でありますDMOの機能強化に向けた支援も行ってまいりたいと考えています。

令和15年の次期式年遷宮に向けまして、様々な諸行事が今後行われます。何度も三重県に来ていただけるように、これらのタイミングに合わせまして、三重の魅力を効果的に発信し、コンテンツの磨き上げ、周遊ルートの構築、また、受入れ環境の整備の促進などに一生懸命取り組みまして、拠点滞在型観光を推進してまいりたいと考えています。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） 知事には、最後に聞かせてもらおうと思うんですが、もう1点、高付加価値旅行者の誘致ということで、私は、旅行者の中で裕福な皆さん方なるべくたくさん来ていただいて、どんどんお金を使ってもらってと思っております。

現場の職員が、海外の富裕層の皆さん方がそろっている会合へ出られたそうです。そのときに、遷宮と伊勢志摩サミットの話をして、三重県のことを宣伝したらいいですね。そうしたら、そういった人たちはやっぱりよく知っていて、あっ、あのサミットのあったところですね。その言葉の裏には、こういった人たちは安全・安心を、サミットが行われた、あるいは今回もこうやってG7三重・伊勢志摩交通大臣会合が行われる中でやっぱりそういうものを非常に感じられているようなんですよね。そういった材料が、既にいろんなことで積み上げられた三重県の魅力というのは今あるわけなので、そういった富裕層、いわゆる高付加価値旅行者への情報発信が、大事かと思いますが、取組について考え方があれば聞かせてください。

〔増田行信雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（増田行信） それでは、高付加価値旅行者の誘致の取組について答弁いたします。

令和4年10月の水際対策の大幅な緩和であったり、また、現状の円安の効

果などがありまして、現在、訪日旅行者数は回復基調でございます。

三重県内の外国人延べ宿泊者数も、令和4年12月の速報値でございますが、約9000人となりました。これは、コロナ禍前の令和元年12月のときに比べまして33%ではありますが、徐々に回復しているように思っています。

また、国におきましては、旅行ニーズの変化を踏まえました、新たな観光立国推進基本計画の策定を進められております。そこでは、持続可能な観光地といたしまして、収益力の向上と自然や文化の保全を両立していくために、インバウンド回復戦略に係る目標としまして、訪日旅行1回で1人当たりの総消費額が100万円以上の旅行者の方をいわゆる高付加価値旅行者としまして、その誘致を目指すということに努めておるところでございます。

県におきましても、今年度から、三重県の美しい自然、歴史、文化、食などの魅力的な観光資源を活用しまして、高付加価値旅行者の県内周遊滞在を促進する取組を進めております。

具体的に申し上げますと、英語ガイドの案内で、伊勢神宮や海女小屋、天然塩の工房などを訪問いたしまして、海女文化や御食国を体験するプログラムとして、特別感のあるコンテンツづくりを支援しております。

また、フランス・カンヌで開催されました高付加価値旅行者向けの商談会がございましたが、それへ三重県として参加し、旅行会社の招請などにも取り組んでおります。

また、国が現在公募しております全国10か所程度のいわゆる高付加価値旅行者層のインバウンドのモデル観光地の選定作業が進められておりますが、県内からは、伊勢志摩観光コンベンション機構が、その周辺地域と連携しまして、現在申請をしております。県としましても、採択に向けた支援を強力に行っているところでございます。

加えまして、今後の旅行者の誘致に向けまして、有識者からの意見聴取も行っておりまして、そこでは、有識者の方から精神的な価値を求める層へのコンテンツづくりであったりとか、宿泊施設の偏在・不足、また三つ目としましては、地域DMOの体制強化の必要性といった課題を御指摘いただいて

おります。

このため、来年度からは、特にコンテンツづくりにつきましては、特別な目的に絞った県内周遊を促すスペシャル・インタレスト・ツアーというのをつくっていきたいと考えておりますし、宿泊施設の誘致に向けた支援の在り方の検討を進めております。

また、地域が主体となりまして取り組みます高付加価値旅行者の誘致につきましての支援をしっかりとやらせていただきながら、県内観光地の収益力向上と持続可能な観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） 今、いろいろおっしゃっていただきましたけれども、やっぱり受入れ体制をしっかりと整えていただきたいなと思います。

せっかく遠いところからたくさんのお金を使ってもらおうと来ていただいても、何だ、こんなところか、では困ると思いますので、よろしく願います。

知事、それでお願いがありまして、知事の挨拶を僕はいつもじっくり聞かせてもらっているんですけど、知事の発信力というのはすごいので、やっぱり御遷宮、そろそろいろんなところでうまく御遷宮のことについて、特に非常に伊勢神宮というのは、見方とか、行く時間とか、いろんなことで深みのあるところなので、そういったところを含めて、できたらいろんな場面で紹介していただく、挨拶に入れていただく、そんなことをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一见勝之） 年表形式で、三重県の発展の話をするときに、今までホップ、ステップ、ジャンプという言い方を私は言っていました。ホップはG7三重・伊勢志摩交通大臣会合、今年ですけれども、そしてステップが大阪・関西万博、ジャンプが名古屋までリニア中央新幹線が来るとき、その2027年ぐらいまで、こう言っておったわけです。

しかし、おっしゃるように御遷宮、三重県にとって非常に重要な行事で

ございます。御遷宮のたびに、三重県の観光客は飛躍的に増えております。

先ほどから観光局長が御答弁申し上げますように、観光客を持続させなあかんという大きな課題もありまして、様々な施策を取っていくわけでございますけれども、いずれにしても、御遷宮というのは非常に大きな三重県にとってのチャンスでもございますので、ふるさと三重を思われる中村議員の思いを三重県の後輩である私どもが引き継ぎまして、特に私はいろんなところでお話をさせていただくとき、観光に限らずでございますけれども、御遷宮の話をさせていただきたいと思っております。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） 知事にいろんな場面でやっぱりそのことに触れていただただけで随分違うと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、平和について聞かせていただきたいと思います。

もう毎日のように、ロシアとウクライナの戦争の様子が画面に出てきております。こういった状況の中ですが、その影響は、この日本にも強く出てきております。

岸田総理は、昨年12月に、外交・防衛戦略の基本方針、国家安全保障戦略、そして国家防衛戦略、防衛力整備計画の3文書を閣議決定しました。そして、相手国の領域内を攻撃する反撃能力、敵地攻撃能力、これも盛り込みました。そして、2027年度には、防衛費と関連費を合わせた防衛予算は現在の国内総生産GDP比1%を2%にする、そんな方針も出してまいりました。戦後の安全保障政策を大きく変更しようとしております。

私はこのままだと、日本の軍事費、これは世界第3位になると言われておりますけれども、憲法9条では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と決められておりますけれども、さきの戦争への反省から、平和国家を歩もうということで、平和憲法ができたわけではありますが、一気に戦前に戻ってしまう

のではないかと非常に強い危機感を持っておりますし、そういう状況に近づいていると私は思っております。

既に、全国の地方議会の中では、この危機感から、長射程ミサイルの配備に対する反対の決議、意見書を出しているところも、これは石垣市議会が出しておりますね。そして、敵基地攻撃能力保有に反対するというので、これは神奈川県小金井市の市議会も出してきております。そして防衛予算の倍増を決定したことに対して反対する意見書、これは広島県庄原市の市議会なども上げてきております。これは実は、小さな議会もそのことに危機感を持ってきている、そんな状況になってきているわけではありますが、私は、この三重県が、今やっぱり平和を大事にしていこうということで、様々なイベントをしてきました。

予算はたったの60万円でありますけれども、この60万円といえども、すごく大事だと思っています。ちょっと（パネルを示す）三重県の未来につなぐ平和発信事業の予算を見てください。147万8000円から今60万円なんですけど、辛うじて新年度予算もこれで提案していただいておりますが、私はこういった地域が頑張るといことはすごく大事かと思っておりますが、2年後には戦後80年を迎えます。ここで、やっぱりこういう時代の中で、きちっと平和を大切にすること、国がこういう状況であれば、地方自治体が頑張らねばならないと思っておりますが、その辺の政策について聞かせてください。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 戦後80年に向けた平和の取組についてお答えいたします。

今、議員から平和を取り巻く様々な情勢変化のお話がありましたけれども、どのような情勢変化があろうとも、平和な社会を次世代へ引き継いでいくことが今を生きる私たちの責務であると捉え、県として戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える機会づくりに取り組んできたところでございます。引き続きしっかり取り組む必要があると考えております。

こうした中で、県ではこれまで、戦後60周年、70周年といった節目の年におきまして、記念事業として、限られた予算の中ではありますが、通常の年より規模を若干拡大して実施してきております。

令和7年度の戦後80周年に向けましても、県内で戦後生まれの方が8割を超え、戦争の記憶の風化が懸念されている中で、1人でも多くの県民の皆さんに参加していただけるように、市町や民間団体とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

例えば、多くの市町で例年、平和啓発の取組が実施されておりますが、県の取組と併せまして、戦後80周年記念事業として共通のテーマを設定して一体的に開催PRするなど、市町の御意見もお聴きしながら、県民の皆さんの関心を高める工夫をしていきたいと思っております。

また、来年度から、政策企画部において国際交流に係る業務を所管することになります。国、地域の垣根を越えて若者が交流し、相互理解を深めることが平和な社会につながると考えられるため、そうした取組についても検討していきたいと考えております。

こうした考えの下、来年度から市町との意見交換を行うなど、80周年記念事業が、県民の皆さんにとって平和への思いをより一層深めていただく機会となるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） 私は、戦後50周年のとき、それから、60周年、70周年、節目、節目で質問もさせていただきました。

何でこんなことを言うかと言いますと、このままでいくと、本当にすごい勢いで、日本国中がやはり危ないということで、戦前のように流れつつある。私は、逆に今、安井部長がおっしゃっていただいたことは、そのちょっと待てよというブレーキになると信じておりますので、そういった意味で、今、市町を巻き込んでといいますか、一体になってやられるというお話を聞かせてもらいましたので、ぜひ、80周年は大変なときになっていると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間が少なくなってまいりましたが、教育長にお伺いいたします。

そういった流れの僕は一環だと思うんですが、広島市で、『はだしのゲン』が、教育上分かりにくいというのかなんとか言いながら、もうずーっとやってきたにもかかわらず外されました。

私も、伊勢市空襲を記録する会で、いつも『はだしのゲン』のビデオをずっと映しています。誰からもそんな言葉を聞いたことはありません。

そういった流れの中で、教育長、ぜひ平和の尊さの教育が本当に大変な大事なことなので、教育によってたくさんの若い人たちが戦争へ取られ、亡くなっていたわけですので、そういったああいう流れについて、教育長の平和教育に対する思いをちょっと聞かせてください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 小・中学校では社会科などを中心に、発達段階に応じて平和に関する学習が行われているところです。

議員から御紹介のありました広島市教育委員会の『はだしのゲン』を用いた平和教育の教材ですけれども、私も報道で知る限りですけれども、授業で時代背景の説明が必要で、学習目的を達成するまでに時間がかかることとか、漫画の一部分だけでは被爆の実相に迫りにくいことなどによるものであったとされ、作品についての話ではないのかなと思われるところです。

平和教育に当たって、戦争を体験した人の話や身の回りにある戦争に関する遺跡などから、当時の時代の背景や人々の生活も含めて学び、考察することは、戦争の惨禍を子どもたちが深く理解することにつながる貴重な機会になります。

平和は、誰もが夢や希望を持ち、その思いを実現できる社会の最も重要な礎です。今後も、子どもたちが、国際社会の平和と発展のため、熱意を持って自らできることを考え、行動できる力を身につけられるように取り組んでまいります。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） ありがとうございます。

以上、三重県の限りない発展と、そして三重県議会のさらなる改革、そしてロシアとウクライナの戦争が一日も早く終わることを願って、私からの一般質問を終結いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（藤田宜三） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件ありますが、この質問は、後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 最初に、服部富男議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

服部富男議員の「不登校」と「ひきこもり」の現状と今後の取組についてということに関連質問をさせていただきまして、フリースクールの支援ということを中心に伺っていきたいと思います。

昨年の11月定例会会議で、教育機会確保法に基づいた不登校支援施策の充実を求めることについてという県内のフリースクールの団体の方から提出された請願が全会一致で採択されたところです。

その請願の内容なんですけれども、5項目にわたってまして、「みえ不登校支援ネットワーク」への財政支援についてということで、現状としては、民間団体であるフリースクールがその経費のほとんどを負担していることか

ら、県による財政支援を要望するということや、フリースクールを利用する保護者への家計支援について、それから、学校が出席扱いとなるフリースクールへの財政支援について、それから4点目が、教育機会確保法及び文部科学省通知・報告書に基づいた不登校支援施策の策定についてということ、それから、「教育機会確保法」に基づくフリースクール等の情報提供についてということで、この5項目が要望されているところなんですけれども、教育委員会としてどのように対応してきたのかということをまずお伺いしたいと思います。

○教育長（木平芳定） 請願の5点を御紹介いただきましたけれども、御答弁申し上げます。

知事部局と連携したり役割分担して取り組む部分があるんですけど、まとめて答弁させていただきます。

1点目のみえ不登校支援ネットワークへの財政支援ですけれども、このネットワークには三重県教育委員会も構成員として参画させていただいてまして、現状としては、今年度はフォーラムを開催されていて、その講師謝金として現状5万3000円で、来年度はチラシの印刷等も対応させていただきたいということで29万6000円の予算を計上しております。

それから、2点目のフリースクールの利用保護者への家計支援と3点目の学校の出席扱いとなるフリースクールへの財政支援ですけれども、県教育委員会で現状としては、フリースクールが行っていただいている体験活動への支援という形で、今年度は42万5000円で、来年度は66万5000円を計上させていただきます。

全国で、こういった部分以外で、幾つかの県で支援を行っているところがありますので、その考え方とか支援の内容について確認して、どのような対応が可能であるか、知事部局と共に議論していくとしております。

それから、4点目の教育機会確保法に基づく不登校支援施策ということで、三重県の施策が必ずしも法の趣旨に基づくものになっていない部分もあるんじゃないかという御指摘ですけれども、引き続き法の趣旨を踏まえてやって

いきたいと思っております。

最後の教育機会確保法やそれに基づく指針を教職員やスクールカウンセラーあるいは保護者の方へ周知すべしということですが、教職員やスクールカウンセラーにつきましては、今後、引き続きいろんな研修の機会を通じてさせていただくとともに、保護者の方には、保護者相談会というのを令和3年度からやっておりますので、そうした場を使ってどういったことができるか、引き続き検討していきたいと思っております。

以上です。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） また、財政支援のことについては、後で知事にも伺いたいと思うんですが、教育機会確保法に基づいた不登校支援施策の策定だとか、教育機会確保法が成立して、施行されて、不登校は問題行動ではなく、子どもたちにとって休養の機会であったり、あるいは社会的自立こそが大事なんだよということがずっと言われてきた中で、まだまだ学校へ戻すということが目標になっているのではないかと思われるような部分ですとか、現場のそういうマインドがまだまだあるようにも感じるんですけども、それを具体的に、もう法律ができて随分たっていますので、それを具体的に浸透させていく方策というのをお持ちなのかどうか、そこだけ確認させていただきたいと思います。

○教育長（木平芳定） 三重県教育ビジョンを令和2年3月に策定しております。それで、その中でも「不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて、個々の状況に応じた支援体制が整っており、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を育みながら、互いに尊重し合う態度を身につけ安心して学んでいます」ということを「めざす姿」としておりますので、我々としては、そういった部分を「めざす姿」としてそれぞれの施策を進めているつもりですが、引き続き、教育委員会事務局なり市町教育委員会とも連携して、この教育ビジョンで書いてあること、それから教育機会確保法の趣旨を踏まえてやっていきたいと思っております。

それから、学校に戻るということが唯一の方策ではないと思うんですけれども、児童生徒、保護者の中には、学校において、やっぱり改めて自分の場をつくって、自立したり活躍したりという学校生活を送りたいと思っている人も多くいると思いますので、そこは丁寧に対応していきたいと思っております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） そうしますと学校復帰のみが目標ではなく、多様な学びの場であったり、居場所を保障していくということが、今後ますます重要になってくるかと思えます。

そこで、特に子どもたち、1か月に3万円とか4万円とか5万円を負担して、さらにそこへの交通費も負担してというようなお話も伺ったことがあります。

県としても、子どもたちへの財政支援というのをやっぱり積極的に考えていただきたい、前向きに知事にも考えていただきたいと思っておりますけれども、今後の不登校支援ですとか、あるいは、多様な学びの場としての、多様な居場所としてのフリースクールを支えていくという考えについて、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○知事（一見勝之） フリースクールにつきましては、これは津田議員からも以前御質問といえますか、御要望いただいたところでございます。

去年、私は、いなべ市にあります瑠璃庵を訪問させていただきました。そこで、学校には行けないですけど、瑠璃庵には来て、本当に楽しそうに勉強もして、あるいは活動も工作もしている子どもたちを見せていただきました。学校以外の居場所というのがやっぱり大事なんだなと思えます。学校に戻ったら戻ったらいいですし、戻れなければ、瑠璃庵はフリースクールでありませぬけれども、そういったところで自分の居場所を見つけるというのが、これから生きていく力を育んでいく上で、とても大事なことかなと思っております。

先ほど教育長が申し上げましたように、全国でも幾つかの県で支援をして

いる、どんな支援のやり方が効果的かということもありますので、例えば、フリースクール同士のネットワークもあるかもしれませんが、それから、実際に運営どうやっているのかというようなこと、そういったあたりにつきましては、来年度、早いタイミングから調査を行っていきたいと思います。

その調査の結果を踏まえまして、どういった支援の仕方があるのか、これを考えていきたいと思っております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） フリースクールへの支援の必要性って、津田議員だけではなく数多くの議員から必要だということが、議事録をさっき振り返ってもすぐ出ていたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、やっぱり学校以外の学びの場へ行くということが親の経済力によって行けるか、行けないかということがあってはいけませんので、そういう意味でも財政支援ということをお願ひしたいと思ひます。

三重シューレもその坂を走ってすぐ、転がってでも行けるような場所ですので、鈴木知事は行かれたと聞いています。行ったのに何もしていないのはよくないんですけれども、ぜひ、まず行っていただいて、そういう声ももっと聞いていただけたらいいなと思ひます。

そういうことをお願ひして、関連質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 次に、中村進一議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

中村進一議員の一般質問に関連して質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、中村進一議員には、平和や原発や環境の問題で、私も大変御指導いただいたと思ひます。この御指導いただいたことを、私も次につなげていかなければと強く思ひます。ありがとうございました。

今日は、NO WAR NO NUKES（現物を示す）、そして、NO 原発（現物を示す）とつけてきております。

まず、今日は知事の答弁を聞いて、初めに予定しておりました質問と少し言い方というか尋ね方を変えなくちゃならなくなっていました。よろしくお願いたします。

中村進一議員からは、原発の三重県での新設ということについて、以前の一般質問で伺ったとき、また再度、今回伺われてということの中で、私は、言われたことがちょっと変わっているんじゃないかということを実にびっくりしました。というのは、今回、知事は、原発新設についてですが、電力が足りている現段階では必要ないということをおっしゃいました。

前には、もっと断定的に必要ないということと言われたと思うし、私は前の知事の鈴木知事のときにも伺ったけれども、断定されました。

今回は、電力が足りている現段階では、これは国語的に言うと、電力が足りていなくなったら、そんなことにならないようにしなければいけないんですが、足らなくなったら必要だという、新設も含めてなんだろうけれどもということのように聞いたんですが、これは今までというかここぞっとの三重県の方針政策とはちょっと変わってきたなということなんです。国が、今、方向変換したことが、知事の答弁になったんですかということが一つです。

それから、もう12年、東日本大震災、原発事故からたつわけなんですけれども、その前の2000年には北川知事が涙ながらに白紙撤回をされ、その歴史のお話がありました。2011年3月11日は、この三重県議会の新エネルギー調査特別委員会で、その当時、原発推進の声がまた委員会の中で話が出ていたときに、地震が起こって事故になったと私は聞いているんですが、そういう中で、やっぱりそういう事故が起こったので、ずっと今下火になってきて、そういう声が出てこなかったけれども、今回の国の方向転換の中で、またぞろ、この原発推進の声が出てくるのではないかと心配しております。

そういうことの中で、以前、かつての原発候補地であった芦浜のその地は、いまだそのままになっていると聞いているんですけれども、原発を造るとい

うことの火種を消すためには、そののちを県で買い取るとか、そういうようなことをするぐらいのことをしないと、私は火種は消えないと思っているんですが、先ほどの知事の今日の答弁とともにちょっと心配しております。お考えというか、説明いただきたいと思います。

○知事（一見勝之） 原発に対する思いは、先ほど中村議員に御質問いただいたときにお答えしたとおりでございます。三重県として、原発は必要ないという思いは変わっておりません。

その理由につきましても、先ほど申し上げたとおりでありまして、観光立県を標榜して、これから発展していかなきゃいけない三重県に原発は必要ないと思っておるところでございます。

それから、原発の予定地ですかね。これを今中部電力が持っておられるという話は、私はお話を聞いて、質問で知りましたが、これをどうするかについては、中部電力のお考えなんだろうと思います。それをどう使われるのか、ひょっとしたら陸上で魚の養殖をされるのかもしれませんが、そこは中部電力が考えられることかなと思います。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 自分としては、三重県としてあり得ないけれども、先ほどの電力が足りているから現段階では必要ないという言葉はどうなんですかということをお伺いしているんです。

もちろん、三重県新エネルギービジョンの改定についてが今回、議案になっております。この中には原子力発電という言葉が2か所ぐらい出てくるんですが、それは、事故があったので慎重にしなければならないというようなことだとか、国のベースロード電源の表が出ています。でも、新エネルギーをたくさん頑張っていこうというのが三重県の考え方ですよ。原発については、この中には推進のことは出てまいりませんが、先ほども申しましたが、知事としては、今観光のことを大変重要だと思います、原発は必要ない。

これは基本的にリスクがある以上、そして使用済み燃料がいっぱいになっ

てきて、これが解決しない以上、もう絶対再開とか新設をしてはならないと私は思っています。

でも、知事はさっき電力が足りなくなったら必要かもということですよ。そのところはなぜそうなるんですか。

○知事（一見勝之） 現状においてですけれども、電力が逼迫することはないと思います。実際、去年の冬もそうですし、去年の夏もそうでしたけれども、中部電力の管内におきましては、現状の発電所が稼働しておりますので、電力が逼迫化することはないと。

今後、例えばCO₂排出量を減らしていくというようなことが出てきた場合には、例えば火力発電がございませけれども、そこはアンモニアの混焼とかといった形で、今の火力発電は、燃料は変わりますけど、形としては維持して行って、発電量を維持すると思います。さらに申し上げますと、自然再生エネルギーでございませけれども、三重県は太陽光が全国8位の発電量ですし、それから風力発電についても5位ということですので、そういったものも活用できると思います。

結果において、原子力発電は必要ないと思っております。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 結果において必要ないけれども、今回はそういう前の句をつけたんですよ。前はついていなかったですから。だから、そこが、今の国の方向変換、原発回帰を受けて、知事がそう言わざるを得なくなったのかな、前置きが必要だったのかなと思ってしまいます、思います。

もちろん、新しいエネルギーを開発して、それを研究して、CO₂削減で火力の問題とかありますけれども、何があっても、今の技術の段階で、原発というのがリスクが大きいというか、大変悲惨な状況を引き起こしたという現実を知事は目の当たりにしてみえた。復興もなかなかだということで、問題がある、課題があると思っているから三重県では、新設はありませんとおっしゃっていた。

ところが、それをこのようなことで、電力逼迫をすることはないと思うけ

ど、何があるか、それは断定はできませんけれども、そういう前句をつけなくちゃいけないというのは、大変私は危惧します。そう引っ張られないでください。引っ張られないでください、国の原発回帰にということをお願いしたいと思うんですが。

○知事（一見勝之） 引っ張られているわけではありません。

三重県に生まれた私としては、三重県で原発は必要ない。先ほども申し上げましたが、南島町の親戚から話を聞いて、当時の大変な状況というのも分かっているわけです。三重県には原発は必要ない。

国においてどうかということであれば、国においては、電力が逼迫化する可能性もあるということなので、これは国の議論で、そこに三重県が引っ張られる必要は全くないと思っております。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） それであれば、答弁を、先ほどの電力が逼迫するような状況でない現段階でのというその文言は撤回していただきたいと思いと述べて、私の関連質問を終わります。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

質 疑

○副議長（藤田宜三） 日程第2、議案第51号から議案第72号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。47番 西場信行議員。

〔47番 西場信行議員登壇・拍手〕

○47番（西場信行） 皆さん、こんにちは。

議案第70号に対しての質疑を知事にさせてもらいたいと思います。

昨日、議案聴取会でも、議員のほうからいろいろ質問があり、総務部長やスポーツ推進局長のほうからも答えていただいた内容に関連いたしますが、いわゆる国体基金が今回廃止される、条例が廃止されるということになりました。そういう中で、議案聴取会の中で意見、質問が出て、これまでの約10

年にわたる基金の造成の実態、実績を問われて、総務部長が答えられたんですが、平成25年に設置されて、計画的な積立てができなかった、財政運営責任者として反省しておる、今後は目的どおり積み立てるようにしたいというような内容の答弁をされております。

そのとおりだろうと私も思うんですが、これは、この国体基金を廃止するのであれば、これは議案聴取会で質問を受けて答弁するんじゃなくて、まず最初から、部長説明の中で、このことを冒頭きちっと話をして、そして条例を廃止するということにつなげていくべきだし、さらに言えば、知事の提案説明の中でこれに触れていくべき内容だと、それほど重い内容であると私は思います。

平成25年から、この積立て目標を改めて振り返ってみると、約8年かけて76億円を積み立てるという目標だった。最初の4年間は5億円ずつ、その次の2年間は10億円ずつ、そして最後の2年間で18億円、これで76億円積み立てます。結果は17億円だけだったと。最初から、2億円、2億円、その次は8億円と、いいところまで来たが、それからは桁が外れて5000万円ずつしか積み立てないということです。

その当時、地元のとある新聞が記事に書いておったけど、県の幹部によると、当初から水力発電事業譲渡差額金を当てにしているんだよと、こんな記事があった。まさかと思うね。そんなことはないと思うけど、本会議で一遍調べておくれと言ったら、返事はないけれども、そんなことはあってはならんし、我が県の職員に、あるいは幹部にそんなことを思ったり、言う者はいないと私は信じるけど、あんな記事が出るところの火種というのは気になる。そういう中で、結果としてこんな状況になった。そういう中で、私は、今回いろんなことがあります、この積み増しできていなかったことに対する県としての総括をきちっとやっていくべきだと思うけれども、部長の質問に対する答弁というのは聞きましたけれども、やっぱり県政の責任者として、知事に、国体基金が計画どおりに積み増しできなかったことの総括をお伺いしたい。お願いします。

○知事（一見勝之） 三重県の財政状況でございますけど、平成20年代半ば以降、相当厳しい状況であったと聞いております。確かに数字を見るとそのとおりであります。

国体を開催することを決めたのが平成24年と聞いておりますけど、その翌年25年から26年、議員から御指摘いただいたように、計画どおりの積立てはできていないんですね。そういう意味では、国体をやるというときには、しっかりと財政状況を先の部分も見据えてできるかどうか、これは結果論になりますけれども、その当時もやっておられたはずなんですけれども、これは何でも、国体だけではないですけど、大きな事業、イベントをやるときには先にどんな状況になるのかという計画をつくってやっていかないかんのだらうと思います。ただ、そのときは、計画してできるということで考えられたことだらうと思いますので、後の人間がそのときの判断を、私自身が批判をするということではできやんかなとも思っておるところでございます。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 10年間かけて、県の政策の中で最も目指すべき基本中の基本のプロジェクト、政策であっただけに、それは、平成28、29、30年頃の財政冬の期間でしたか、大変厳しい3年間があったというのは、我々も何遍か聞かせてもらったし、その実態を身にしみて分かっておるつもりではございますが、しかし、これは10年という期間を考えて、こういうものを企てるのであれば様々なリスクも考慮してやるべきだし、仮に県のプロジェクトであれば、それは難しいことか分からんけれども、何とかしてこれをこう工夫してやっていこうというものがもっとあってしかるべきだったかなと思いますが、今はもうそんなことを議論する時期と状況ではないわけでございますが、今後、この状況がこのままで行けば、次が目指せないじゃないですか。仮に、国体3巡目をいつにするか、今これからの議論ですが、そういうものを10年後あるいは十数年後に目指すとして、じゃ、基金を造成しますというようなことを今言って、本当にそれがずっと10年間、十数年間で担保できるのかよと言われることについて、いや、絶対大丈夫ですということ、私は、

県民や関係者にきちっと説明できるものがなければいけない。

この総括について、今、知事の御答弁をいただきましたけれども、しかるべききちっとした場所で、きちっとした時期に、県のこういった基金積立ての対応について、今後どうしていくかという強い決意をきちっと述べてもらう機会が必要だと思います。

それから、もう1点ですが、これも議案聴取会でありましたが、財政調整基金に積み立てるということになって、その残額が48億円何がしの金額に、48億871万円でございます。これを財政調整基金へ積み立てるということでございますが、これも議案聴取会で議員からいろいろ意見が出たところでございます。議員からは、昨日だけじゃなしに、これを国体の残金として、今後の三重県体育スポーツ振興基金に積み増していくべきだという声がたくさん出てきておる。

私も承知しておるところでございますし、私もスポーツを振興する立場から、その意見に大方は賛同するところではございますが、関連してこだわっていきたい課題もあるわけでありまして。それは、この国体基金の中で、先ほども少し申し上げましたけれども、平成26年に民間電力会社に売却した電気施設の売却代金が105億円あった。そして、それが58億円残金として残ったときに、当時の県の幹部からしっかりと要請されて、これしかないということで、国体のほうへそれを回してほしいということで要請があつて、大台町をはじめ地元からは大変に強い抵抗があつた中を、しかもその当時、宮川流域基金等、あるいはこれから流量回復に必要な新設放流口の設置、これも20億円ぐらいがかかってくる事業になるわけでありまして、そういうものの検討をしておる最中に、もう国体が来年、再来年に迫ってきたということでここへ来たわけですね。そういう中で、ようやく流域問題、流量問題を解決するためにとって検討会議をつくってもらった。しかし、その検討会が遅々として進まない状況の中で、こういう課題も含めてあるわけでありまして、今後のこの残額の活用について、知事はどう考えていくのか、これについて伺っておきたいと。

○知事（一見勝之） 先ほど御質問いただいた国体についてのお金が足りやんだということで、宮川発電所とか、あるいは大和谷発電所でありますとか、あるいは蓮発電所でありますとか青蓮寺発電所、これを売却したお金をやむを得ないということで国体の基金に充てるといふふうにしたと聞いております。

国体は、残念ながらコロナ禍で中止になってしまったわけでございますけど、その余剰金は本県にとって非常に重要な財源でございます。財政調整のために安易に使うということは、これは控える必要があると思いますけれども、県民のために真に必要なものがそのうち出てくる可能性があります。何が出てくるか、これは分かりませんが、それに活用していくということを考えているところでございますけれども、今後の活用方法につきましては、十分な議論を踏まえまして、慎重に検討していかないと考えておるところでございます。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 今後、県民のニーズを聞いて、今後検討していくということですが、そういうことではなかなか分かりましたというわけにいかないね。

三重県体育スポーツ振興基金、これも理のある話であります。しかし、その中の国体基金に積み増した58億円があるだけに、それはそのときに決着した話でありますけれども、中止になって48億円が残ってきた以上、宮川流域の課題、宮川基金問題について、これを活用していくというのはすごく当然の理のある話であって、現実的に折半ではないですけれども、スポーツに20億円、基金に20億円というのもあり得るか分からんし、こういうものはそのうち検討してでは駄目。

今、間髪を入れずに、この時期に、財政調整基金へ積み増した48億円の使途活用検討会を立ち上げてください。どうですか。

○知事（一見勝之） まずは、どういうものが出てくるのかというのを考えていかないかと思えます。これは、場合によると我々が想定していないもの

も出てくるかもしれませんが。もともと国体のお金が足りやんだというのは、東日本大震災があって、そして紀伊半島大水害があって、様々な施策を打ってきたことによって、公債費が積み上がってきたということだと聞いております。そういったことを、何があるかというのをやっぱりしっかり我々でまず考えていって、そして議論していくということが重要だと思っています。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 今の知事の答弁ではなかなか理解できないですが、知事は公選されて7代目の知事で、この宮川総合開発事業をつくったのは青木知事という初代の知事です。以来、この宮川総合開発事業では、非常に発電、そして地域振興、治水に貢献してきました。しかし、この河川環境を含めて、非常に大きなひずみを残しています。これを解決していくための財源として必要なものは必要なんです。だから、県民全体を聞くと同時に、この58億円を提供した宮川流域をしっかり考えて、この活用をやっていただくよう要望して終わります。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 以上で、議案第51号から議案第72号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○副議長（藤田宜三） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号から議案第72号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認めます。よって、本件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
6 9	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
5 1	令和4年度三重県一般会計補正予算（第11号）
5 2	令和4年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
5 3	令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
5 4	令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
5 5	令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
5 6	令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
5 7	令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
5 8	令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
5 9	令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
6 0	令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
6 1	令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

6 2	令和4年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
6 3	令和4年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
6 4	令和4年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
6 5	令和4年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
6 6	令和4年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
6 7	令和4年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第4号）
6 8	三重県公共施設等総合管理推進基金条例案
7 0	三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止する条例案
7 1	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
7 2	土木関係建設事業に対する市町の負担について

○副議長（藤田宜三） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（藤田宜三） お諮りいたします。明4日から16日までは、委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、明4日から16日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

3月17日は、定刻より本会議を開きます。

散

会

○副議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会いたします。
午後 2 時58分散会